

太宰府市高齢者支援計画(高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画)の令和7年度報告及び令和8年度予定について

第2部 各論

節						計画の ページ		
1	健康づくりと介護予防、 生活支援の運動	1	健康づくりの推進	(1)	健康増進事業との連携	31		
				(2)	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業の推進	32		
		2	介護予防の推進	(1)	介護予防・生活支援サービス事業の推進	① 訪問・通所型サービス ② 介護予防ケアマネジメント	34 39	
				(2)	一般介護予防事業の推進	40		
		3	連携と協働による在宅生活 を支えるサービスの充実	(1)	生活支援体制整備事業の充実	44		
				(2)	配食サービス事業の実施	46		
				(3)	紙おむつ給付サービス事業の実施	47		
		4	見守りサービスの充実	(1)	緊急通報装置設置事業の実施	48		
				(2)	見守り協定推進事業の充実	49		
2	支援体制の充実	1	地域包括支援センターの 機能強化	(1)	地域包括支援センター運営事業の強化	50		
				(2)	相談体制の充実	52		
		2	地域ケア会議の充実	(1)	地域ケア会議推進事業の充実	54		
		3	在宅医療・介護連携の推進	(1)	在宅医療・介護連携推進事業の推進	56		
		4	認知症の人及び家族に対 する支援の充実	(1)	認知症総合支援事業の推進	62		
				(2)	認知症高齢者等事前登録制度の実施	64		
				(3)	認知症サポーター養成事業の推進	65		
				(4)	介護従事者への基礎研修受講の義務 化への対応	66		
		5	高齢者の権利擁護と虐待の 防止	(1)	成年後見制度利用支援事業の促進	① 地域連携ネットワークの構築 ② 成年後見制度の利用促進に 向けた取り組みの強化	68 69	
				(2)	老人保護措置事業の実施	70		
				(3)	緊急一時保護事業の実施	71		
3	高齢者の活躍促進	1	高齢者の生きがいづくり	(1)	生涯学習活動・生涯スポーツ活動の推 進	① 生涯学習活動の推進 ② 生涯スポーツ活動の推進	72 74	
				(2)	高齢者の生きがいづくりの推進	① 介護予防・生きがい活動支 援事業 ② 敬老会関係事業 ③ 老人クラブ関係事業	76 77 78	
				(3)	高齢者の生きがいづくりの場の確保	① 老人憩いの場整備事業 ② 老人福祉センター	79 80	
		2	高齢者の就労支援と多様な 働き方の推進	(1)	高齢者の就労支援	81		
				(2)	ボランティア活動の推進	83		
		4	安心して暮らせる 環境づくり	1	住まいに関する支援体制の 充実	(1)	住みよか事業の実施	85
						(2)	住宅改修支援事業の実施	86
4	介護サービスの充実	2	高齢者への移動支援の充 実	(1)	公共交通機関の利便性の向上	87		
				(2)	高齢者運転免許証自主返納支援事業 の推進	88		
		3	災害緊急時に備えた支援体 制の充実	(1)	避難行動要支援者避難支援制度の充 実	89		
				(2)	福祉避難所の指定・運営の推進	90		
				(3)	非常災害対策の体制整備	91		
		1	介護サービスの基盤整備	(1)	介護サービスの基盤整備	92		
				2	介護サービスの質の確保及 び向上	(1)	介護給付費等費用適正化事業の推進	93
						(2)	運営指導	94
		3	介護人材の確保及び資質 の向上	(1)	介護人材の確保の推進	95		
				(2)	介護現場の生産性の向上と事業所の 負担軽減に向けた取り組み	97		

事業調査票(令和7年度)

担当課: 元気づくり課

現計画掲載ページ	31	大項目	第1節 健康づくりと介護予防、生活支援の連動					
		中項目	1 健康づくりの推進					
		個別事業	(1)健康増進事業との連携					
事業内容	地域の健康推進員、食生活改善推進員、スポーツ推進委員などを中心に、各小校区単位で実施する地域健康づくり推進事業に対して補助(地域健康づくり補助金)を行っています。							
現状・課題	新型コロナウイルスの影響により、中止を余儀なくされ、令和3年度では、一部の地域で校区をさらに細分化した分散開催となりました。各地域が主体となって開催するイベントという位置づけにあり、地域ごとに開催状況が異なる場合があるため、地域の実情に応じた支援が必要となっています。							
方向性	今後も、地域健康づくり事業を通じた、各地域での自主的な活動の支援に取り組めます。							
	【目標事業量】							
		R6年度	R7年度	R8年度				
	開催数	6	6	6				
	参加者数 (65歳以上)	1,000	1,000	1,000				
令和7年度の実績と評価	6小校区すべてで開催され、うち1小校区では公民館ごとで開催された。65歳以上の参加者が全体の9割に上り、自治会や地域の健康推進員、食生活改善推進員、スポーツ推進委員を中心に、地域健康づくり推進事業が地域へ根付き、健康増進や食生活改善など地域住民の意識向上が見られた。							
	■参加者数(65歳以上・911人) 太宰府小校区 172人 太宰府東小校区 96人 国分小校区 137人 太宰府南小校区 138人 水城小校区 137人 太宰府市西校区 231人							
	【実績表】							
		R6年度	R7年度	R8年度				
	開催数	5	6	-				
	参加者数 (65歳以上)	844	911	-				
令和8年度の予定	全6校区自治協議会で、開催を見込んでおり、継続して多くの市民が健康増進や食生活改善などの健康意識向上を図れるよう、各自治協議会の自主的な活動を支援していきます。							

事業調査票(令和7年度)

担当課: 元気づくり課

現計画掲載ページ	32	大項目	第1節 健康づくりと介護予防、生活支援の運動		
		中項目	1 健康づくりの推進		
		個別事業	(2)高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業の推進		
事業内容	平成26年5月に日本老年医学会が提唱した「フレイル」の対策として、モデル事業の実施等を経て開始された本事業は、令和6年度にすべての市町村に開始が求められており、令和3年度末793(約5割)の市町村が実施計画の申請を済ませています。本事業は、高齢者の医療・健診・介護情報等を一括して把握できるよう規程の整備等を行い、必要な分析を行ったうえで、75歳以上高齢者に対する保健事業を市町村が介護保険の地域支援事業等と一体的に実施することとされています。具体的には、健康診査・保健指導の実施、データ分析に基づく保健指導の推進、発症予防と重症化予防の推進などを図ること、また、健康状態不明者の把握を行い、医療・介護サービスの接続、通いの場を利用した相談事業、健康教育等の普及活動といった医療と健診、介護事業を一体的に取り組み、健康寿命の延伸を目指します。				
現状・課題	国民健康保険の保健事業で特定健康診査の受診率向上と疾病の発症予防及び重症化予防に重点を置いた取り組みを推進してきましたが、対象が74歳までとなっているため、75歳から保険が変わることで実施できていなかった保健指導を、本市が主体となって継続して実施できる機会と捉え、介護予防の各種事業と一体的に実施することが必要となっています。 また、保健師や管理栄養士等がコーディネーターとなって中核的な役割を担うこととされていることから、従事者確保や体制整備が必要となります。 さらに、医療レセプト・介護給付・健診結果などの個人情報に基づいた事業展開が求められていることから、庁内・関係機関とその取扱いに関する運用方法(ルールづくり)が求められています。				
方向性	早期の事業開始に着手、方針に沿った事業展開に向けてデータ分析を行い、分析結果に基づく事業立案、さらには外部委託を含めた実施体制確保を第一として、関係各課が連携した推進を図っていきます。 さらに、国保データベース等を活用した健康課題の分析結果を元に、ハイリスクアプローチ・ポピュレーションアプローチを実施しており、今後対象者の拡大を図っていきます。				
	【目標事業量】				
	ハイリスクアプローチ				
		R6年度	R7年度	R8年度	
	重症化予防	500	550	600	
	低栄養予防	300	300	300	
	健康状態不明者への支援	670	650	630	
	ポピュレーションアプローチ				
		R6年度	R7年度	R8年度	
	介入したい通いの場(団体)	12	14	16	
延実施人数	500	550	600		

令和7年度の実績と評価	令和3年度より事業を開始し、下記について取り組み、事業構築に努めました。 ■庁内・庁外関係課との連携・体制づくり ・当市の健康課題解決への助言をいただき、効果的な事業展開へつなげました。 ・(市内)高齢者支援課・国保年金課・介護保険課と連携し、事業構築に向けた会議を複数回実施しました。また、高齢者への支援は、高齢者支援課と連携して実施しました。 ・(庁外)事業の周知及び理解、医療機関受診に関する連携体制整備などを目的に、社会福祉協議会・自治協議会・医師会・市内医療機関などと連携を行いました。															
	■高齢者への支援 当市の後期高齢者の健康課題を分析し、健康課題解決を目的に事業構築を行いました。 ハイリスクアプローチ)健診結果を基に、生活習慣病や低栄養、脳梗塞予防に向けた保健指導を実施しました。また、健康状態不明者(健診・医療・介護の利用がない者)に対し、アウトリーチ支援を通して健康状態の確認及び必要なサービス接続を行いました。今年度からは、口腔機能低下によるフレイル予防を目的とした個別支援介入も始めました。 ポピュレーションアプローチ)地域の通いの場へ介入し、健康教育・フレイルチェックを行いました。経年的に地域でフレイル予防に取り組むことができる仕組みづくりが必要です。															
	○ハイリスクアプローチ ■口腔機能低下によるフレイル予防 (実人数) 65															
	【実績表】 ハイリスクアプローチ															
	<table><tr><th></th><th>R6年度</th><th>R7年度</th><th>R8年度</th></tr><tr><td>重症化予防</td><td>366</td><td>237</td><td>-</td></tr><tr><td>低栄養予防</td><td>560</td><td>554</td><td>-</td></tr><tr><td>健康状態不明者への支援</td><td>193</td><td>217</td><td>-</td></tr></table> ポピュレーションアプローチ		R6年度	R7年度	R8年度	重症化予防	366	237	-	低栄養予防	560	554	-	健康状態不明者への支援	193	217
	R6年度	R7年度	R8年度													
重症化予防	366	237	-													
低栄養予防	560	554	-													
健康状態不明者への支援	193	217	-													
令和8年度の予定	<table><tr><th></th><th>R6年度</th><th>R7年度</th><th>R8年度</th></tr><tr><td>介入したい通いの場(団体)</td><td>10</td><td>13</td><td>-</td></tr><tr><td>延実施人数</td><td>212</td><td>269</td><td>-</td></tr></table>		R6年度	R7年度	R8年度	介入したい通いの場(団体)	10	13	-	延実施人数	212	269	-	【ハイリスクアプローチ】 ・生活習慣病重症化、低栄養、口腔機能低下や多剤服薬などのリスクがある方に対し、医療機関や薬剤師会と連携しながら支援していくとともに、健診未受診者への受診勧奨も行う。 ・健康状態が不明な方にアプローチを行い、対象者の健康状態や生活状況に応じて必要な機関への連携を図る。		
		R6年度	R7年度	R8年度												
介入したい通いの場(団体)	10	13	-													
延実施人数	212	269	-													
		【ポピュレーションアプローチ】 ・フレイルやフレイル予防に関する健康教育を行うとともに、フレイルのリスクをチェックし、健康教育前後の改善具合を評価する。														

事業調査票(令和7年度)

担当課:

高齢者支援課

現計画掲載ページ	34	大項目	第1節 健康づくりと介護予防、生活支援の連動
		中項目	2 介護予防の推進
		個別事業	(1)介護予防・生活支援サービス事業の推進 ①訪問・通所型サービス
事業内容	●訪問型サービス(国基準) 従来の介護予防訪問介護に相当するサービスを提供します。 ●訪問型サービスA(緩和した基準) 従来の介護予防訪問介護から利用単価や事業所における人員基準等の緩和を行い、身体介護を伴わない掃除・洗濯・買い物等の生活援助のサービスを提供します。また、簡易な生活援助については「高齢者家事支援サービス事業」により、シルバー人材センターに委託して提供します。 ●訪問型サービスC(短期集中予防サービス) 身体機能・生活機能等の低下及び閉じこもり等の心身の状況のために通所による事業への参加が困難で、訪問による支援が必要と認められる人を対象に、3～6か月間の短期集中予防サービスとして保健・医療専門職が自宅を訪問して、介護予防に必要な助言・指導を行います。 ●通所型サービス(国基準) 従来の介護予防通所介護に相当するサービスを提供します。 ●通所型サービスA(緩和した基準) 従来の介護予防通所介護から利用単価や事業所における人員基準等の緩和を行い、入浴の提供を伴わない通所介護のサービスを提供します。		
現状・課題	平成29年度より介護予防・日常生活支援総合事業を開始し、介護予防・生活支援サービス事業の中で、現行(国基準)の訪問型サービス及び通所型サービスに加え、緩和した基準の訪問型サービスA及び通所型サービスAを実施しています。また、試行的ではありますが、訪問型サービスCの取り組みを行っています。併せて、これらのサービスを適切に提供するために介護予防支援事業(ケアマネジメント)を行っています。また、簡易的な生活援助については「高齢者家事支援サービス事業」として、シルバー人材センターに委託してサービスを提供しました。 高齢者の増加に伴い、事業費の更なる増加や支援を必要とする高齢者及び支援ニーズの更なる増加が見込まれる中、当該高齢者が住み慣れた地域でこれまでどおり生活できるよう、それぞれの多様なニーズについて整理するとともに、多様な主体による多様なサービスを検討・構築していく必要があります。 本市では、新規で要介護認定を受ける人が、年間600名ほどで、高齢者人口に占める新規認定者の発生率は、令和2年で3.8%となり、国・県と比較すると低く推移しているもののそのうち約半数が要支援認定を受け、新規の要支援認定率は、国・県と同程度となっています。 そのため、新規要支援認定率の適正化に向け、認定を受けずとも利用できるサービスの拡充が必要となっています。		
方向性	訪問型サービス及び通所型サービス、その他の生活支援サービスの充実を図るとともに、これらのサービスを適切に提供できるよう介護予防支援事業(ケアマネジメント)を継続していきます。今後は従来どおりのサービスの提供に加え、事業を継続して実施できるよう、地域の実情に応じた単価設定や地域のニーズに応じたサービス及びサービス提供体制の構築を図ります。 本市では、年間600名ほどの新規要介護認定者のうち、半数の300名ほどが要支援認定者となっています。そのため、短期集中型の介護予防により、効果があると考えられる人については、総合事業の訪問型サービスCなどを案内していくこととし、対象者の選定をする際にも、既存の認定者ではなく、新規の認定者を対象とすることを検討していきます。 同時に、訪問型サービスCの実施期間が終了した後、介護予防の取り組みと社会参加に向けての支援として、地域の通いの場などへの支援、一般介護予防事業への参加勧誘、さらにはスポーツ課の実施している事業との連携などを実施することで、サービス終了後の流れを構築していきます。 訪問型サービスの担い手については、福岡県が実施しているヘルパー養成講座を本市でも独自に実施することを検討します。 また、住民主体によるサービスや生活支援サービスについても、生活支援コーディネーターが中心となって地域のニーズや資源等を集約し、各関係機関等との協議を踏まえながら新たなサービスについて検討していきます。		

方向性	【目標事業量】			
	訪問型サービス(国基準)			
		R6年度	R7年度	R8年度
	利用件数	680	685	690
	訪問型サービスA			
		R6年度	R7年度	R8年度
	利用件数	1,720	1,730	1,740
	高齢者家事支援サービス利用件数	1,000	1,010	1,020
	訪問型サービスC			
		R6年度	R7年度	R8年度
	開催回数	140	140	140
	参加者数	10	10	10
	通所型サービス(国基準)			
		R6年度	R7年度	R8年度
	利用件数	1,230	1,240	1,250
	通所型サービスA			
		R6年度	R7年度	R8年度
	利用件数	2,600	2,620	2,640
令和7年度の実績と評価	・令和6年度報酬改定により、緩和した基準の訪問型サービスAを廃止したため、訪問型サービスAの実績が0件となっていますが、国基準の実績は2,065件となっており、国基準とAの目標値の合計件数である2,415件を上回っています。 ・簡易な生活援助については「高齢者家事支援サービス事業」として、シルバー人材センターに委託してサービスを提供し、目標値を達成しました。 ・高齢者家事支援サービス事業の更なる利用拡大のため、新たにNPO法人とも委託契約を締結しました。 ・通所型サービスAについては目標値を達成できなかったものの、昨年度より利用件数が177件増加しました。			
	【実績表】			
	訪問型サービス(国基準)			
		R6年度	R7年度	R8年度
	利用件数	2,064	2,065	
	訪問型サービスA			
		R6年度	R7年度	R8年度
	利用件数	146	0	
	高齢者家事支援サービス利用件数	1,350	1,201	

令和7年度の実績と評価	訪問型サービスC			
		R6年度	R7年度	R8年度
	開催回数	16	4	
	参加者数	1	1	
	通所型サービス(国基準)			
		R6年度	R7年度	R8年度
	利用件数	1,452	1,531	
	通所型サービスA			
		R6年度	R7年度	R8年度
	利用件数	2,443	2,611	
令和8年度の予定	・訪問型サービス(国基準)及び通所型サービス(国基準、A)について、引き続きサービスの提供を行い、事業を継続して実施できるよう、地域の実情に応じたサービス提供体制の構築を図ります。 ・高齢者家事支援サービス事業について、新規事業者であるNPO法人による事業の拡大を図ります。			

事業調査票(令和7年度)

担当課: 高齢者支援課

現計画掲載ページ	39	大項目	第1節 健康づくりと介護予防、生活支援の連動					
		中項目	2 介護予防の推進					
		個別事業	(1)介護予防・生活支援サービス事業の推進 (2)介護予防ケアマネジメント					
事業内容	介護予防ケアマネジメントは、要支援者等から依頼を受けて、自立支援・重度化予防及び日常生活支援を目的として、心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、本人の選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービス、一般介護予防事業やその他生活支援サービスも含め、要支援者等の状態等にあった適切なサービスが、包括的かつ効率的に提供されるよう必要な支援を行います。							
現状・課題	地域包括支援センターにおいて、要支援者や事業対象者に対して、アセスメントを行い、本人の意向や自立を目指した目標と介護予防サービスをはじめ、地域のインフォーマルなサービスを含めた予防支援のケアプランを作成し、支援を実施しています。 今後の高齢者数の増加によって支援が必要な人が増加してくることが予測されます。							
方向性	これまで、地域包括支援センターにおける介護予防に関するケアマネジメントは、「何をしてほしいか」ではなく、「何ができるようになりたいか」という視点で支援を行っており、引き続き自立支援型の視点を持ったケアプランの作成とすべての事業の効果的な推進に取り組んでいきます。							
	【目標事業量】							
			R6年度	R7年度	R8年度			
	対象者数		9,400	9,720	9,960			
令和7年度の実績と評価	【実績】 延べ9,807件のケアプランを作成(前年比105%)しました。目標事業量を87件上回っています。							
	【評価】 ケアプラン作成の件数は、後期高齢者の増加に合わせ右肩上がりに伸びています。ケアプラン作成を待たせることなく提供できていますが、ケアプラン作成数の増加が続けば、介護支援専門員の増員やケアプラン作成の委託件数を増やすこと等の検討も必要です。							
	【実績表】							
			R6年度	R7年度	R8年度			
	対象者数		9,339	9,807	-			
令和8年度の予定	本人の意向や自立を目指した目標と介護予防サービスをはじめ、地域のインフォーマルなサービスを含めたケアプランを作成し、支援を実施していきます。							

事業調査票(令和7年度)

担当課: 高齢者支援課

現計画掲載ページ	40	大項目	第1節 健康づくりと介護予防、生活支援の連動
		中項目	2 介護予防の推進
		個別事業	(2)一般介護予防事業の推進
事業内容	●介護予防把握事業 各地域において収集した情報等(例えば、民生委員・児童委員などの地域や関係機関等からの情報など)の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する人を把握し、介護予防に資する活動へつなげます。 ●介護予防普及啓発事業 介護予防に資する知識の普及として啓発媒体の作成や配布、介護予防教室、相談事業を実施します。 例)すこやか運動教室、男性のためのすこやか運動教室、健幸リズム教室、転ばんための体力測定、すこやか相談 ●地域介護予防活動支援事業 介護予防活動の地域展開を目指し、住民主体の通いの場等の活動の支援及び地域組織の育成を地域の実情に応じて支援します。 例)地域出前講座(講師派遣)、介護予防活動に対する補助金交付等 また、介護予防活動を担うボランティアの養成に向け、専門的な講座や地域のニーズに合った養成講座を開催するとともに、受講者が活動につながるような働きかけと環境づくりを行います。 ●一般介護予防事業評価事業 地域の実情に応じた効果的かつ効率的な介護予防の取り組みに向けて、介護予防の取り組み状況や住民主体の通いの場の充実状況等に関する評価等を行います。その結果を積極的に地域住民と共有し、介護予防に対する理解を深めることに努め、意見も踏まえつつ事業の展開を図ります。 ●地域リハビリテーション活動支援事業 地域における介護予防の取り組みを機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進します。		
現状・課題	ひとり暮らし世帯、高齢夫婦のみ世帯数が増加傾向にあるとともに、うつ、認知症、転倒のリスク該当者割合が増加しています。現在、本市では総合体育館(とびうめアリーナ)及びいきいき情報センターの2か所において65歳以上のすべての高齢者を対象とした介護予防教室やいきいき情報センターでの相談事業等を実施しています。第8期計画期間中は、新型コロナウイルス感染症の影響による事業の休止がありました。再開にあたって従来の会場からの変更や、人数制限を設け予約制での実施などで対応しました。 令和4年度介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、介護予防を行うにあたり、取り組みやすいと思えるものとしては、「自宅で自主的に取り組む」が59.8%と最も多く、次いで「近くの公民館の教室などに参加する」が23.5%となっています。 今後も事業対象者へのニーズを踏まえた事業内容を検討するとともに、生活習慣病などの予防及び介護予防事業の周知啓発、参加促進を図り、元気で健康的に過ごしてもらうことが重要です。		
方向性	新型コロナウイルス感染症の影響により休止していた事業を、コロナ禍以前の稼働率に戻し、運動機能低下・転倒予防の視点だけでなく、疾病の予防・重症化予防の視点を持った包括的な事業として実施し、介護予防の普及啓発のために実施体制の整備や人員確保に努めます。また、コロナ禍で心身の機能が弱ってしまった人などの掘り起こしも検討していきます。 通いの場のひとつとして市が主体となって行う介護予防教室等を継続して実施する一方、住民主体の通いの場の普及・拡大を図るため、専門職等の関与の促進等に取り組み、身近な場所で介護予防活動が展開されるよう支援していきます。		

方向性	【目標事業量】			
	すこやか運動教室			
		R6年度	R7年度	R8年度
	開催回数	160	160	160
	参加者数(延人数)	4,800	4,800	4,800
	男性のためのすこやか運動教室			
		R6年度	R7年度	R8年度
	開催回数	40	40	40
	対象者数	1,200	1,200	1,200
	健幸リズム教室			
		R6年度	R7年度	R8年度
	開催回数	10	10	10
	参加者数	300	300	300
	転ばんための体力測定			
		R6年度	R7年度	R8年度
	開催回数	4	4	4
	参加者数	120	120	120
	すこやか相談			
		R6年度	R7年度	R8年度
	開催回数	12	12	12
	対象者数	120	120	120
	地域出前講座(講師派遣)			
		R6年度	R7年度	R8年度
	開催回数	30	30	30
	参加者数	900	900	900
	元気アップ教室			
		R6年度	R7年度	R8年度
	開催回数	24	24	24
	参加者数	240	240	240
令和7年度の実績と評価	・コロナ禍があげ、実施回数及び参加者数は目標水準まで伸びてきました。 ・教室中だけでなく自宅等で実施できる運動内容等の啓発媒体を配布し、介護予防に資する知識の普及に努めました。 ・市が主体となつて行う介護予防教室等を継続して実施する一方、住民主体の通いの場での介護予防を推進するため、地域の実情に応じて出前講座を行い、身近な場所で介護予防活動が展開されるよう支援しました。出前講座の内容については、ニーズ把握のため参加者を対象にアンケートを実施し、令和8年度の講座内容の検討に活かしました。			

令和7年度の実績と評価	【実績表】			
	すこやか運動教室			
		R6年度	R7年度	R8年度
	開催回数	160	174	-
	参加者数(延人数)	5,245	5,781	-
	男性のためのすこやか運動教室			
		R6年度	R7年度	R8年度
	開催回数	40	44	-
	対象者数	1,105	1,037	-
	健幸リズム教室			
		R6年度	R7年度	R8年度
	開催回数	10	11	-
	参加者数	736	728	-
	転ばんための体力測定			
		R6年度	R7年度	R8年度
	開催回数	2	2	-
	参加者数	39	43	-
	すこやか相談			
		R6年度	R7年度	R8年度
	開催回数	12	12	-
	対象者数	110	133	-
	地域出前講座(講師派遣)			
		R6年度	R7年度	R8年度
	開催回数	27	23	-
	参加者数	718	809	-
	元気アップ教室			
		R6年度	R7年度	R8年度
	開催回数	24	24	-
	参加者数	119	203	-
令和8年度の予定	・住民が自主的な介護予防活動を行えるよう、介護予防の普及啓発に努めます。 ・地域での介護予防活動を支援するため、自治会やその他団体へ地域出前講座を広く周知します。 ・地域における介護予防の取り組みを強化するため、包括支援センターや保健センターと連携し、地域リハビリテーション活動支援事業を促進します。			

事業調査票(令和7年度)

担当課: 高齢者支援課

現計画掲載ページ	44	大項目	第1節 健康づくりと介護予防、生活支援の連動						
		中項目	3 連携と協働による在宅生活を支えるサービスの充実						
		個別事業	(1)生活支援体制整備事業の充実						
事業内容		元気な高齢者をはじめ、住民が担い手として参加する住民主体の活動や多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築し、高齢者を支える地域の支え合いの体制づくりの推進を図ります。 本市では、社会福祉協議会に委託して、生活支援コーディネート業務として生活支援コーディネーターを配置し、ニーズの把握や社会資源情報の見える化を行っています。令和5年度には高齢者が日常生活を送る中で役立つサービスや情報をまとめたガイドブック(高齢者支援のためのガイドブック)の作成を行い、配布しました。							
現状・課題		在宅介護実態調査では、介護認定を受けている人に対し、今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスは、「移送サービス」が23.9%、「外出同行」が17.3%、「配食」が16.8%、「掃除・洗濯」が15.8%となっています。 ひとり暮らし世帯や支援を必要とする高齢者が増加する中、地域組織やボランティア、老人クラブ、社会福祉法人、NPO、民間企業など、地域の多様な主体が連携を図り、高齢者の生活支援を行っていくことが必要となっています。 今後は、現在行っている取り組みに加えて、関係者間のネットワークづくり、生活支援の担い手の養成やサービス開発の検討が必要となっています。 また、ガイドブックについても利用者の意見の把握に努め、地域ごとに掲載情報を分けるなど、情報の更新を行うとともに、より活用しやすい内容に改訂を行っていく必要があります。							
方向性		日常生活上の支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活を継続していくことができるよう、生活支援コーディネーターが地域の福祉活動等に参加しながら、引き続きニーズや資源情報等の把握に努めます。 また、その結果を最大限活用し、必要に応じて柔軟に、課題やテーマに沿った話し合いを行いながら、多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築していきます。 市域全体を対象エリアとする第1層協議体については、今後も定期的な開催を行い、多様な主体との連携体制の構築に努めます。							
		【目標事業量】							
			R6年度	R7年度	R8年度				
令和7年度の実績と評価		生活支援コーディネーターを中心に、各自治会の高齢者福祉活動等への参加やニーズ調査資料などを通して、随時地域における住民のニーズや課題を収集し、資源情報等の把握に努め、資源の活用を促す取り組みを行いました。また、県主催のアドバイザー派遣を活用し、各地区の課題の整理や具体的なニーズの顕在化や、社会資源のマップ作成などを行い、今後どの地区にどのような支援を行っていくか、支援の方向性を整理しました。							
		【実績表】							
			R6年度	R7年度	R8年度				
令和8年度の予定		今後も、生活支援コーディネーターや市がそれぞれの役割を理解・整理し、生活支援コーディネーターを中心にニーズの収集やニーズと資源とのマッチングを行っていくとともに、ニーズ調査結果等も活用しながら支援の担い手の発掘に努めることで、高齢者が地域の多様な資源を活用し住み慣れた地域で自分らしい生活を継続できる地域づくりを目指します。							

事業調査票(令和7年度)

担当課: 高齢者支援課

現計画掲載ページ	46	大項目	第1節 健康づくりと介護予防、生活支援の連動					
		中項目	3 連携と協働による在宅生活を支えるサービスの充					
		個別事業	(2)配食サービス事業の実施					
事業内容	ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯で、加齢や心身の障がい及び傷病等の理由により買い物や調理が困難な人に対して、栄養バランスのとれた食事(夕食)を原則手渡しで、配達することで、食生活の改善と健康の増進を図るとともに、配達の際に利用者の安否確認を行います。							
現状・課題	配達に伴う安否確認において緊急事態を発見した際は、消防署や医療機関、緊急連絡先に連絡する等の対応を行うことで、日常的な見守りに結びついています。今後も、利用者の生活状況等について、関係機関との情報共有が必要になってきます。							
方向性	高齢者等の低栄養状態のリスク回避とともに、より一層の安否確認の徹底、高齢者等の見守りを行います。 高齢者の生活状況等についての情報を地域包括支援センター、家族、関係機関(居宅介護支援事業所等)と共有し、適切な支援が行えるように連携を深めていきます。							
	【目標事業量】							
		R6年度	R7年度	R8年度				
	世帯数	75	75	75				
	配食数	15,695	15,695	15,695				
令和7年度の実績と評価	ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の高齢者に対してバランスの取れた食事を配達し、安否確認を行いました。配達時安否確認できなかった高齢者については、再度本人・家族等に連絡し安否確認を徹底することで日常的な見守りに努めました。							
	【実績表】							
		R6年度	R7年度	R8年度				
	世帯数	90	68	-				
	配食数	18,496	15,746	-				
令和8年度の予定	引き続き、食事の配達を通し、高齢者等の低栄養状態のリスク回避とともに、安否確認の徹底を行います。併せて、関係機関と情報共有し、適切なサービスに繋げていきます。							

事業調査票(令和7年度)

担当課: 高齢者支援課

現計画掲載ページ	47	大項目	第1節 健康づくりと介護予防、生活支援の連動					
		中項目	3 連携と協働による在宅生活を支えるサービスの充					
		個別事業	(3)紙おむつ給付サービス事業の実施					
事業内容	寝たきり等により常時紙おむつが必要な、在宅で生活する65歳以上の人に対して、所得に応じ紙おむつを給付することにより、高齢者の生活の質の向上と、経済的負担を軽減しています。							
現状・課題	指定の場所に専門業者が配達することにより、利用者からの介護用品に関する相談に対して、適切に対応でき、外出が困難な対象者にも利用できる体制となっています。今後は、多様化する高齢者ニーズに対応できる体制を整えることが課題となっています。							
方向性	今後も多様化する高齢者ニーズに対応し、事業の継続を図っていきます。							
	【目標事業量】							
		R6年度	R7年度	R8年度				
	利用者数	400	400	400				
令和7年度の実績と評価	紙おむつを必要とする要介護認定者に対して、所得に応じた紙おむつの給付を行いました。利用者の利便性向上のため、令和8年度からの取扱品目の精査を行いました。							
	【実績表】							
		R6年度	R7年度	R8年度				
	利用者数	493	487	-				
令和8年度の予定	今後も国や他自治体の状況等の情報収集に努め、多様化する高齢者ニーズに対応するため、事業の実施方法について検討していきます。							

事業調査票(令和7年度)

担当課： 高齢者支援課

現計画掲載ページ	48	大項目	第1節 健康づくりと介護予防、生活支援の連動		
		中項目	4 見守りサービスの充実		
		個別事業	(1)緊急通報装置設置事業の実施		
事業内容	65歳以上のひとり暮らしの高齢者の自宅に、簡単な操作で、看護師等の相談員等が24時間体制で待機している受信センターへ連絡できる通報機器を設置し、急病や災害等の緊急時の通報に対して、迅速かつ、適切に対応します。				
現状・課題	通報機器の設置により、住み慣れた自宅での安全・安心なひとり暮らしの支えとなっています。機器には、緊急ボタンと相談ボタンの2種類があり、緊急時の対応だけでなく、高齢者の相談(話し)相手としても利用されており、悩みや心身的な不安等の軽減又は解消につながっています。 ひとり暮らしの高齢者は増加しており、更なる周知活動・広報等が必要になっています。				
方向性	今後も高齢化の進展とともに、ひとり暮らしの高齢者の増加が見込まれることから、高齢者が住み慣れた自宅で安全・安心に暮らすことができるように、事業を継続して実施していくとともに、委託業者との連携も行いながら、要望に応じて出張説明会を実施するなど、事業の周知・広報に努めます。				
	【目標事業量】				
		R6年度	R7年度	R8年度	
	設置数	160	170	180	
令和7年度の実績と評価	令和7年度の実績設置数は155台であり、目標値である170台に15台及びみせんでしたが、昨年度より設置数を5台増やすことができました。				
	【実績表】				
		R6年度	R7年度	R8年度	
	設置数	150	155	-	
令和8年度の予定	今後も引き続き、65 歳以上のひとり暮らしの高齢者の自宅に緊急通報装置を設置することで、住み慣れた自宅で安心して在宅生活を送るための支援を行っていきます。事業の継続とともに、当該事業の認知度の向上に向けた周知活動・広報等を行っていきます。				

事業調査票(令和7年度)

担当課: 高齢者支援課

現計画掲載ページ	49	大項目	第1節 健康づくりと介護予防、生活支援の連動					
		中項目	4 見守りサービスの充実					
		個別事業	(2)見守り協定推進事業の充実					
事業内容	各家庭を訪問する機会の多い事業者が、日常業務を通じて、ひとり暮らしの高齢者等の何らかの異変を察知した場合に市に通報してもらうことによって、問題の早期発見につなげ、高齢者等の安全で安心な生活を支援していきます。							
現状・課題	平成25年度以降、福岡県と「見守りネットふくおか」の協定を締結した事業者と本市が個別協定を締結することにより、見守り活動の充実に取り組んできました。現在まで28事業者と協定を締結しています。 これまで、見守り協定事業所からの報告としては、令和4年度に、郵便受けに新聞が溜まっているのを見つけた新聞販売店より通報があり、安否確認の結果入院していたという事例が2件ありました。							
方向性	今後も、本市の実情・特性にあった事業者との協定締結を進めていきます。							
	【目標事業量】							
		R6年度	R7年度	R8年度				
	協定締結事業者数	30	31	32				
令和7年度の実績と評価	R7年4月32事業者に対し見守り体制に係る依頼文を発出しました。令和7年度中に事業所が1件廃業したことにより、協定締結事業者数は令和8年3月31日現在31事業所となりました。							
	【実績表】							
		R6年度	R7年度	R8年度				
	協定締結事業者数	32	31	-				
令和8年度の予定	引き続き、協定等締結事業者に対して、「見守り事業者」であることの意識づけや、見守り活動に必要な視点等の広報を行います。 今後においても、協定等の締結を進め、さらなる見守り体制強化を図っていきます。							

事業調査票(令和7年度)

担当課: 高齢者支援課

現計画掲載ページ	50	大項目	第2節 支援体制の充実						
		中項目	1 地域包括支援センターの機能強化						
		個別事業	(1)地域包括支援センター運営事業の強化						
事業内容		地域包括支援センターは、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、介護や健康、認知症などのことだけでなく、高齢者が抱える生活全般の困りごとに対して、適切なサービスの紹介や関係機関と連携を取りながら積極的に問題解決に取り組んでいます。 また、高齢者虐待、悪徳商法、成年後見制度などの対応や相談窓口として早期発見・被害防止に努め、高齢者の権利が侵害されないようサポートしています。 地域の実情に応じたきめ細やかな対応ができる体制強化として、令和2年度より、地域包括支援センターの支所(サブセンター)を1か所開設し、担当圏域を市域東西としました。 住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるようにするための支援体制(地域包括ケアシステム)を推進しています。							
現状・課題		本市に2か所ある地域包括支援センターでは、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の三職種に加え、認知症地域支援推進員を配置し、包括的な支援を行う体制を整備しています。また、保健事業と介護予防の一体的実施事業の対応として、住民に向けて、健康状態不明者への個別訪問を行うことで、より支援が必要と考えられる人の把握と同時に、必要な支援につなげ、周知活動も行っています。自治会や民生委員・児童委員に対しては、出前講座や地域との交流会を通じて地域包括支援センターの役割を周知しています。医療・介護の関係機関に対しては、個別ケースによる連携をはじめ、事業所訪問などを通じて連携を図っています。 しかし、令和4年度の介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、地域包括支援センターを「全く知らない」と回答した人は前回(令和元年度)よりも3ポイント減少したものの25%であり、あらゆる世代へネットワークを活用した周知活動を今後も行う必要があります。							
方向性		地域包括ケアシステムの趣旨に則り、高齢者が介護や支援を必要とする状態になっても、住み慣れた地域でできるだけ自立した生活を送ることができるよう、地域において高齢者の生活を支えるサービスを総合的に提供するため、地域包括支援センターの認知度向上に向けて、広報紙、ホームページ、あるいは各種の説明会・学習会等を活用して周知活動の強化を図っていきます。 また、高齢者の状況や地域包括支援センター、サブセンターの利用状況等を随時把握しつつ、更なる利便性の向上を目指し、センターから遠方の地域や圏境の地域への身近な相談機関としての役割を充実するために、アウトリーチを含めた相談の在り方など、本市の地域性を踏まえたメリット・デメリットを考慮した上で、効果的かつ効率的な運営体制の構築を図っていきます。 さらに、適切なサービスが提供されるよう、地域のケアマネジャーの支援を行うとともに、様々な関係機関とのネットワークづくりや連携・協力し、地域で安心して、自分らしく暮らしていけるよう、認知症総合支援事業、地域ケア会議推進事業、生活支援体制整備事業、在宅医療介護連携推進事業などを通して地域の実情に応じたまちづくりを進めていきます。							
		【目標事業量】							
			R6年度	R7年度	R8年度				

令和7年度の実績と評価	【実績】 体制強化 ・総合相談に従事する主任介護支援専門員を1人増員 ・業務や経験年数別の研修や多職種間での交流を計画的に実施 地域包括支援センター認知度向上のための周知活動 ・新任自治会長向け説明会:1回 ・民生委員児童委員連合協議会:1回 ・行政出前講座:3回 ・一体化事業における訪問:34人 様々な関係機関とネットワークづくり ・民生委員児童委員交流会:3中学校区 ・居宅介護支援事業所との連携 ①介護支援専門員情報交換会:4回 ②主任介護支援専門員連絡会:2回 ③事業所周り:20事業所 ・地域との定例会(向佐野):4回										
	【評価】 包括的な支援を行う体制を整備、地域包括支援センターの認知度向上を図るための活動が出来ました。 業務の効率化や安定的な職員の質の確保が課題と考えます。										
	【実績表】 <table><tr><td></td><td>R6年度</td><td>R7年度</td><td>R8年度</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>					R6年度	R7年度	R8年度			
	R6年度	R7年度	R8年度								
令和8年度の予定	業務の効率化や安定的な職員の質の確保について検討していきます。										

事業調査票(令和7年度)

担当課: 高齢者支援課

現計画掲載ページ	52	大項目	第2節 支援体制の充実													
		中項目	1 地域包括支援センターの機能強化													
		個別事業	(2)相談体制の充実													
事業内容	高齢者やその家族、地域からの介護・健康・医療・生活等に関する相談については、三職種(保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員)及び認知症地域支援推進員による相談体制をとっています。 また、地域包括支援センターの閉所の時間帯(平日17:00～翌朝8:30、土日祝・年末年始)の相談においては、「高齢者夜間・休日電話相談事業(あんしんダイヤル)」による窓口の設置を行うことで、相談体制の充実を図っています。															
現状・課題	高齢者やその家族等からの総合相談件数は、年々増加しています。高齢者人口が増えていく中、相談に十分な対応が可能となるよう専門職の増員を図っています。令和4年度の介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、高齢者の相談事に身近な地域で対応できる相談体制を整備することに対して、3～4人に1人が力を入れてほしいと回答し、高齢者の相談窓口である地域包括支援センターを知らないという回答した人が、4人に1人という結果でした。 また、「高齢者夜間・休日電話相談事業(あんしんダイヤル)」においても、平成24年9月より事業を開始していますが、年間約50件程度の利用でした。高齢者の安心した在宅生活の維持のためには、身近に相談できる体制を充実するとともに継続した周知活動、広報等を行い、相談窓口の認知向上を図り、利用していただく必要があります。															
方向性	高齢者の更なる増加が見込まれる中、地域包括支援センターは、地域包括ケアシステム及び介護予防・日常生活支援総合事業の推進等における中核的機関として、今後も相談体制の充実を図っていくとともに、利用に向けて、広報紙やホームページ、民生委員・児童委員等の関係機関・団体を通じて認知度の向上に向けた活動を行っていきます。 また、身近な地域での相談の機会の充実や「高齢者夜間・休日電話相談事業(あんしんダイヤル)」においては、効果的な運用に向けての評価を行っていきます。 さらに、プランチ的な相談体制、多様なニーズへの対応(基本チェックリストの活用等)を模索、検討していきます。 なお、増加が見込まれる認知症高齢者の家族や、近年社会問題となっているヤングケアラーなど家族介護者支援に取り組むことや、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことが期待されることも踏まえ、障害分野や児童福祉分野など他分野と連携促進を図ることで、対応を強化します。															
	【目標事業量】															
	<table border="1"> <tr> <th></th><th>R6年度</th><th>R7年度</th><th>R8年度</th></tr> <tr> <td>総合相談件数(延べ)</td><td>11,950</td><td>12,300</td><td>12,670</td></tr> <tr> <td>あんしんダイヤル 相談件数</td><td>55</td><td>60</td><td>65</td></tr> </table>						R6年度	R7年度	R8年度	総合相談件数(延べ)	11,950	12,300	12,670	あんしんダイヤル 相談件数	55	60
	R6年度	R7年度	R8年度													
総合相談件数(延べ)	11,950	12,300	12,670													
あんしんダイヤル 相談件数	55	60	65													
令和7年度の実績と評価	【実績】 総合相談件数(延べ) 11,044件 東圏域: 4,590件 西圏域: 6,454件 【評価】 周知活動の取り組みの効果として、相談件数の増加につながっていると考えます。多様な相談について、きめ細やかな情報提供・支援を行うため、主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師の三職種および認知症地域支援推進員を配置し対応しています。さらに、総合相談に従事する主任介護支援専門員を1名増員し、相談体制の充実に努めました。 地域包括支援センターの機能強化の観点から、総合相談に関する四職種学習会を経験年数別に開催し、相談の効率化、困難事例の抱え込みの解消、継続的支援の整理を行いました。それぞれの専門職の役割を共有し、多職種が連携し市民の課題解決に対応することや業務効率化につなげることができました。															

令和7年度の実績と評価	【実績表】			
		R6年度	R7年度	R8年度
	総合相談件数(延べ)	10,883	11,044	-
	あんしんダイヤル 相談件数		42	-
令和8年度の予定	・総合相談に従事する専門職のスキルアップにつながるような学習の機会を設け、相談対応の充実を図ります。 ・相談機関との意見交換等の場を持ち、つながりの強化を図りネットワーク構築に努めます。			

事業調査票(令和7年度)

担当課: 高齢者支援課

現計画掲載ページ	54	大項目	第2節 支援体制の充実						
		中項目	2 地域ケア会議の充実						
		個別事業	(1)地域ケア会議推進事業の充実						
事業内容		介護支援専門員等が、担当するケースの支援内容について、高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの向上や個別課題の解決を図り、また、個別ケースの課題分析等の積み重ねを通じて、地域課題を明確にすることを目的に、地域ケア個別会議を開催しています。 地域ケア個別会議を通じて、高齢者の地域におけるその人らしい生活の継続を支援するために課題への対応について、栄養、口腔、リハビリテーション、認知症等の専門職とともに、介護予防、健康増進、生活支援などの多様な視点から検討しています。また、検討を通じて多職種間のネットワーク構築を図っています。							
現状・課題		地域包括支援センターが中核となり、地域ケア個別会議を通して分析した地域の課題やニーズを、介護保険運営協議会での検討、政策への反映や生活支援体制整備事業等、各事業へフィードバックしています。 これまで地域包括支援センターで作成した要支援者のケアプランを対象とした地域ケア個別会議を開催してきましたが、給付分析では、重度化率が高い要支援1と要介護1を重点対象とする地域ケア個別会議を実施することが必要との結果がでています。 また、地域ケア個別会議で明らかとなった地域課題に対して解決策を講じていくシステムの構築が必要です。							
方向性		介護認定者の給付分析において、重症化率が高い要支援1と要介護1に対し、自立支援・重症化防止に向けた取組強化が重要です。この分析結果を、介護支援専門員情報交換会や主任介護支援専門員連絡会等といった機会を利用して共有し、多職種が参加し開催される地域ケア個別会議において、要支援だけでなく要介護においてもケース検討し、自立支援・重症化予防を目指し、個別課題に対し解決を図っていくとともに、地域課題の発見・把握に努めます。 また、認知症総合支援事業など、課題の種類に応じた事業と連携し、課題の解決を行っていかなかで、地域包括ケアシステムの推進を図っていきます。 さらに、地域ケア個別会議の助言がよりよいものとなるよう、助言を受けた人を対象にアンケートを実施することで、事業評価と改善を図ります。							
		【目標事業量】							
			R6年度	R7年度	R8年度				
		地域ケア個別会議等回数	36	36	36				
		検討件数	108	108	108				
令和7年度の実績と評価		【実績】 地域ケア会議 計36回111事例) 【評価】 定期的に四職種会議でのケース検討、および地域ケア個別会議を開催し、自立支援・重症化防止に向けた個別課題の解決を図りました。在宅生活をする高齢者が介護予防や重症化予防、自立支援の視点で生活でき、現在の身体機能が維持・向上できるような具体的な支援策をあらゆる立場の視点から検討できるきっかけに繋がったと考えます。 令和5年度に助言者向けアンケートを実施し、令和6年度に内容分析を行いました。令和7年度はアンケートからの課題に対して、事例提供者、助言者と学習会を開催し、地域ケア個別会議の充実に向け、各職種の役割を認識し連携強化を図ることができました。							

令和7年度の実績と評価	【実績表】			
		R6年度	R7年度	R8年度
	地域ケア個別会議等回数	30	36	-
	検討件数	79	111	-
令和8年度の予定	・地域ケア個別会議で事例検討を行った後の進捗を報告する機会を設け、助言の内容充実に努めます。 ・市内居宅事業所へ地域ケア個別会議の周知を図り、地域ケア個別会議の利用促進を図ります。			

事業調査票(令和7年度)

担当課: 高齢者支援課

現計画掲載ページ	56	大項目	第2節 支援体制の充実										
		中項目	3 在宅医療・介護連携の推進										
		個別事業	(1)在宅医療・介護連携推進事業の推進										
事業内容	在宅医療と介護の連携の構築に向けて、筑紫地区5市で、筑紫医師会とともに、在宅医療・介護連携推進事業に取り組んでいます。そこでは、在宅医療・介護サービス資源の見える化や、医療・介護関係者の連携の強化を推進するために、医療・介護の専門機関の代表で構成される連携会議や多職種・多機関連携研修会を開催しています。研修会では、在宅医療・介護連携の課題を抽出して対応策の検討をし、専門職が医療と介護の連携を図れるツールを作成したりと、筑紫地区全体で医療と介護の連携の仕組みの推進を図っています。さらに毎年、在宅医療・介護連携をテーマとした市民公開講座を開催し、地域住民への普及啓発を図っています。												
現状・課題	令和4年度の介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、「今住んでいる地域に暮らし続けたい」と回答した人が約6割という反面、在宅介護実態調査の前回(令和元年度)の調査との比較では、介護が必要な人の施設等への入所・入居を検討又は申し込みをしている人が増加し、家族介護状況も、家族介護が「ない」人が大きく増加し、「ほぼ毎日ある」が大きく減少しています。また、主たる介護者の年齢について60歳代が最も多く32.5%、次いで50歳代が26.8%となっており、70歳代、80歳代以上を合わせると35%を占めており、老々介護、高齢化、支援者がいないことで、住み慣れた地域での生活が困難になっている事態がうかがえます。												
方向性	今後も、医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ高齢者の増加が見込まれることから、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築の推進に向けて、二次医療圏である筑紫地区5市が共同して筑紫医師会に委託して、併設の筑紫医師会在宅医療・介護連携支援センターを中心に、筑紫歯科医師会、筑紫薬剤師会、介護サービス事業者など、医療と介護の関係団体と連携しながら、事業を実施します。 医療と介護の連携した対応が求められる4つの場面(「日常の療養場面」、「入退院時支援」、「急変時の対応」、「看取り」)を中心に、圏域全体での取り組みの周知及び活用を引き続き推進していくとともに、「急変時の対応」の課題の把握と取り組みについての協議を行い、「看取り」においては、専門職の能力差・経験差があることから、連携のツールや研修会を通して支援体制の強化を図ります。 「看取り」については、介護保険施設だけでなく、有料ホーム等においても実施されていることから、介護保険指定事業所に限らず、多様な団体から参加を募りながら、スタッフ教育、医療介護の連携強化を継続します。 その他、地域住民への在宅医療の普及啓発については、「ACP」(アドバンス・ケア・プランニング～人生会議～)の理解に向けて、福岡県と共同で啓発事業を実施します。												
【目標事業量】													
筑紫地区在宅医療・介護連携推進検討会議													
		R6年度	R7年度	R8年度									
開催回数		4	4	4									
市民公開講座													
		R6年度	R7年度	R8年度									
開催回数		1	1	1									

令和7年度の実績と評価	【実績】 在宅医療・介護連携推進支援業務を筑紫地区5市で筑紫医師会に業務委託 ●在宅医療介護連携の構築を図る ・筑紫地区在宅医療・介護連携推進検討会議 4回開催 構成員/筑紫医師会、筑紫歯科医師会、筑紫薬剤師会、介護サービス事業者など ・地域の医療・介護の資源ガイドブックの更新、関係機関への周知活動 ●市民への在宅における医療と介護連携の啓発、周知活動 市民公開講座 1回開催(開催地:太宰府市) ●4つの場面からの取り組み ①日常の療養支援②入院退院時 作成したツール「医療・介護共有シート」「相談方法確認表」の使用方法や入退院時の情報共有の仕組みを多職種で学習。また、筑紫医師会HP掲載や様々な研修会等で周知。 ③急変時 救急搬送時の連携に関する課題抽出を行い、小委員会を立ち上げ「救急車搬送依頼書(第4版)」を作成 ④看取り 多職種多機関連携研修のテーマを「看取り・ACP」とし実施。また地域で共通して使用できるツールの検討																			
	市独自としてACP(アドバンス・ケア・プランニング)の取り組み ・エンディングノートの作成及び配布、学習会実施																			
	【評価】 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築の推進に向けて関係機関と協議を重ね、具体的な取り組みへと展開することが出来ました。																			
	【実績表】																			
	<table><tr><td colspan="4">筑紫地区在宅医療・介護連携推進検討会議</td></tr><tr><td></td><td>R6年度</td><td>R7年度</td><td>R8年度</td></tr><tr><td>開催回数</td><td>4</td><td>4</td><td>-</td></tr></table> 市民公開講座 <table><tr><td></td><td>R6年度</td><td>R7年度</td><td>R8年度</td></tr><tr><td>開催回数</td><td>1</td><td>1</td><td>-</td></tr></table>	筑紫地区在宅医療・介護連携推進検討会議					R6年度	R7年度	R8年度	開催回数	4	4	-		R6年度	R7年度	R8年度	開催回数	1	1
筑紫地区在宅医療・介護連携推進検討会議																				
	R6年度	R7年度	R8年度																	
開催回数	4	4	-																	
	R6年度	R7年度	R8年度																	
開催回数	1	1	-																	
令和8年度の予定	・継続し在宅医療・介護連携推進支援業務事業を筑紫医師会に委託し実施します。 ・エンディングノートの利用方法を検討、地域住民へのACPの普及啓発を行います。																			

事業調査票(令和7年度)

担当課: 高齢者支援課

現計画掲載ページ	62	大項目	第2節 支援体制の充実										
		中項目	4 認知症の人及び家族に対する支援の充実										
		個別事業	(1)認知症総合支援事業の推進										
事業内容	認知症の人が地域において、「生きがい」をもった生活を送れるよう社会参加活動のための体制整備等を行うために地域包括支援センター及びサブセンターそれぞれに認知症地域支援推進員を配置しています。この認知症地域支援推進員は、相談体制の強化及び自治会や民生委員・児童委員などの地域と連携して取り組んでいます。また、認知症の人やその家族に早期に関わる認知症初期集中支援チームの設置、及び主治医やものわすれ相談医による医療との連携を図りながら、認知症に関する早期診断・早期対応を行っています。												
現状・課題	認知症に関する相談件数は年々増加しており、関係機関との連携体制の強化はこれまで以上に必要となります。介護認定を受けている人の家族への調査では、現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者が不安に感じる介護等として、「認知症への対応」が最も多くなっていることから、認知症は本人だけでなく、家族にとっても不安を感じる状態であることがわかります。一方で、令和4年度の介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、認知症の相談先を知らない人の割合が全体の7割と相談窓口の認知度が低く、十分な周知が行き届いていない現状が浮き彫りとなり、より一層の周知、周知方法の検討が必要であることが明らかとなっています。												
方向性	認知症の人が住み慣れた地域で暮らし続けることができるためにも、認知症地域支援推進員を中心として、より早期診断・早期対応につながる取り組みや、関係機関との連携強化、相談窓口周知の徹底、さらには認知症理解への啓発を行っていきます。 事業の推進にあたっては「認知症施策推進大綱」及び令和6年1月1日に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の理念に則り、認知症当事者の視点に立ち、認知症の人やその家族の意見を踏まえて推進していくことができるよう、日頃の相談支援など、あらゆる場において認知症の人やその家族の意見を把握することに努めます。 令和4年度介護予防・日常生活圏域ニーズ調査において、「認知症になった時に利用したいもの」を問う設問では、「本人、家族対象の相談の場(認知症カフェ)」が全体の2割でした。これらの結果をふまえ、今後とも認知症の人やその家族が安心して集い、相談・語ることができる場の情報収集を行いながら、そのような場を活用して、認知症の人やその家族の意見を把握することに努めます。また、認知症への理解促進、相談窓口の周知及び状態に応じた適切な医療や介護サービスなどへつながるよう、さまざまな機会を通じて認知症ケアパスを活用するとともに、自治会や民生委員・児童委員、認知症サポーターとの連携を図り、地域での見守りネットワークの体制整備を図っていきます。												
【目標事業量】													
認知症関係相談件数													
		R6年度	R7年度	R8年度									
相談件数(延べ)		1,300	1,340	1,380									

令和7年度の実績と評価	【実績】 ・認知症関係相談件数(延べ) 1,207件(東圏域:882件、西圏域:325件) ・認知症関係啓発展示(通年:図書館、9月前半:市役所、9月後半:いきいき情報センター、2月:人権まつり) ・認知症に関する出張相談会(市役所市民ギャラリー4日、人権まつり1日) ・チームオレンジ交流会 8回 ・オレンジカフェだざいふ回数 1回 ・認知症地域支援推進員の周知のためのチラシ作成 ・「認知症ケアパス」等を用いて市内病院に認知症相談窓口の周知 ・認知症の人やその家族、地域(自治会・民生委員、住民等)からの相談に対し必要な制度・機関へつないだ。 ・初期集中支援チームと連携を図り、個別支援が必要なケースの支援を実施。 【評価】 認知症の人が早期診断・早期対応につながるよう、出前講座や、公的機関等を活用した展示、事業所周りでの周知活動を行うことが出来ました。併せて見守りネットワーク構築にもつなげることができたと考えます。 また、オレンジカフェだざいふの開催は本人、家族とつながるきっかけとなりました。			
令和7年度の実績と評価	【実績表】			
		R6年度	R7年度	R8年度
	相談件数(延べ)	1,207	1,130	-
令和8年度の予定	・認知症サポーターの活躍の場として、チームオレンジの活動内容を検討します。 ・認知症の人やその家族が安心して集える場として認知症カフェの開催をめざします ・当時者意見を把握し事業展開にあたります。 ・認知症地域支援推進員を中心に初期集中支援チームと連携し、認知症に関する早期診断、早期対応につなげます。 ・認知症地域支援推進員を中心に関係機関とのネットワーク構築を図ります。 ・公的機関等を活用した展示での情報発信、展示場所においての出張相談会を検討します。			

事業調査票(令和7年度)

担当課: 高齢者支援課

現計画掲載ページ	64	大項目	第2節 支援体制の充実					
		中項目	4 認知症の人及び家族に対する支援の充実					
		個別事業	(2)認知症高齢者等事前登録制度の実施					
事業内容	令和4年度から開始した事業で、認知機能が低下した状態にある高齢者等が行方不明となった場合に備え、事前申請・登録を行い、対象となる高齢者等の身体的特徴(写真、身長、体型、髪型など)・伝達能力・よく行く場所などの情報を共有しています。 また、行方不明となった場合等の緊急時には、関係機関等への情報提供、「福岡県防災メールまもるくん」への配信などにより、当該登録者等の早期発見及び保護を目的とした情報共有につなげています。 なお、警察庁が公表した行方不明者(全国)のうち、認知症を原因とする人は、年々増加しており、令和4年は18,709人で平成26年の約1.7倍となっています。							
現状・課題	従来実施していた行方不明高齢者等家族支援サービス事業では、探知機を常時保持していないと行方不明時に位置情報を把握することができないという課題があったことから、事業見直しを行い、令和4年度より開始した事業となります。 現在登録者数は、60名となっていますが、仮に介護認定を受けている人のうち、認知症高齢者日常生活自立度Ⅲ以上を対象と考えると、令和4年10月時点で532名となっており、全員が対象ではないとは言え潜在的なニーズがあると考えられます。							
方向性	所在が不明となった高齢者の早期発見と事故防止、介護者の身体的及び精神的負担を軽減するために継続して実施するとともに、介護支援専門員・介護サービス事業所などの関係機関等への事業周知を図ることで、利用者の増加に努めていきます。							
	【目標事業量】							
		R6年度	R7年度	R8年度				
	登録者数	90	120	150				
令和7年度の実績と評価	所在が不明となった高齢者の早期発見と事故防止、介護者の身体的及び精神的負担を軽減するために、事業周知に努めました。 また、登録者には年1回認知症地域支援推進員が電話や訪問を行い、登録者の状況把握に努めました。							
	【実績表】							
		R6年度	R7年度	R8年度				
	登録者数	57	73	-				
令和8年度の予定	今後とも事業周知し、高齢者の早期発見と安全確保を図ります。							

事業調査票(令和7年度)

担当課: 高齢者支援課

現計画掲載ページ	65	大項目	第2節 支援体制の充実						
		中項目	4 認知症の人及び家族に対する支援の充実						
		個別事業	(3)認知症サポーター養成事業の推進						
事業内容		認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職場において認知症の人やその家族を支援する認知症サポーターを養成するため、講師役となる認知症キャラバン・メイトと協働して認知症サポーター養成講座を実施します。							
現状・課題		認知症に関する正しい理解を深めるために、認知症サポーター養成講座開催に向け、地域の団体や事業者等へ周知を行っています。要望があった自治会、地域の団体や事業者等に認知症サポーター養成講座を開催し、地域での見守り体制の構築を図っています。							
方向性		認知症の人やその家族が安心して地域で暮らせるように、身近な存在の地域や自治会、民生委員・児童委員をはじめ、市内の小中学校・大学、地域の団体や見守り協定事業者等多様な世代に対して、認知症サポーター養成講座の周知を行い、開催数の増加を図ります。 また、今後は認知症サポーターが活動する場として、認知症の人や家族が安心して集える場などの情報収集を行います。							
		【目標事業量】							
			R6年度	R7年度	R8年度				
		講座開催回数	14	15	16				
		サポーター数(新規)	160	175	190				
令和7年度の実績と評価		【実績】 認知症サポーター養成講座回数 11回 サポーター数(新規) 109人 認知症サポーターステップアップ講座回数 2回 ユマニチュード講演会来場者数137人							
		【評価】 団体からの要請だけでなく、自主的な開催として市民向け、新規採用職員向けに認知症の方への理解促進に向けた認知症サポーター養成講座を開催しました。 さらに、認知症サポーターを対象とした、認知症サポーターステップアップ講座を開催し、認知症の人が住み慣れた地域で暮らし続けることができるための仕組みづくりの一環として、認知症への理解を更に深めチームオレンジの立ち上げにつなげました。 ユマニチュード講演会は市民や介護事業所で働く人などに参加していただき好評をいただきました。							
		【実績表】							
			R6年度	R7年度	R8年度				
		講座開催回数	18	11	-				
		サポーター数(新規)	358	109	-				
令和8年度の予定		・認知症サポータの増員を図ります。 ・認知症ステップアップ講座を開催し、チームオレンジの活性化に繋がります。							

事業調査票(令和7年度)

担当課:

介護保険課

現計画掲載ページ	66	大項目	第2節 支援体制の充実		
		中項目	4 認知症の人及び家族に対する支援の充実		
		個別事業	(4)介護従事者への基礎研修受講の義務化への対応		
事業内容	国は、介護に関わる全ての人の認知症対応力を向上させていくため、令和3年度介護報酬改定において、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修の受講を義務化し、基礎研修の受講方法は、原則eラーニングを活用することとされています。				
現状・課題	完全に義務化となる令和6年度に向けて、第8期計画期間中の運営指導等により、各事務所に義務化についての周知・指導を実施しました。				
方向性	基礎研修受講の義務化に伴い、国の実施要綱に、原則eラーニングで実施することが示されていることから、本市では、引き続き、福岡県が業務委託しているeラーニングセンターの周知啓発を行います。				
	【目標事業量】				
		R6年度	R7年度	R8年度	
令和7年度の実績と評価	運営指導において、基準を満たしているか確認を行った。				
	【実績表】				
		R6年度	R7年度	R8年度	
令和8年度の予定	引き続き、運営指導や集団指導において、基準を満たしているか確認していく。				

事業調査票(令和7年度)

担当課: 高齢者支援課

現計画掲載ページ	67	大項目	第2節 支援体制の充実						
		中項目	5 高齢者の権利擁護と虐待の防止						
		個別事業	(1)成年後見制度利用支援事業の促進 ①地域連携ネットワークの構築 ②成年後見制度の利用促進に向けた取り組みの強化						
事業内容		成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な人について、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が、身の回りに配慮しながら財産の管理や福祉サービス等の契約を行い、本人の権利を守り生活を支援する制度です。 本市では、生活に密接にかかわる成年後見制度についての施策をすすめるため、第四次太宰府市地域福祉計画と太宰府市成年後見制度利用促進基本計画を一体的に策定し、成年後見制度の利用促進に取り組んでいます。 また、弁護士による成年後見制度等についての無料相談(あんしん相談)を太宰府市社会福祉協議会にて実施しています。							
現状・課題		本市の成年後見制度利用者数は110人台で推移しています。そのうち、判断能力が不十分になった場合に備えてあらかじめ選んだ後見人との間で契約を結ぶ任意後見は令和元年度、令和2年度ともに0人となっています。 本市では、成年後見制度をはじめとするさまざまなサービスを掲載した高齢者支援パンフレットの配布や太宰府市社会福祉協議会による弁護士の無料相談等、制度や事業の普及・啓発に努めてきましたが、市民アンケートの結果は「名前も内容も知っている」の割合が24.2%にとどまっており、成年後見制度の内容を理解している人が少なく、住民の関心は低い状況であることがわかりました。 一方で、要介護認定者は増加傾向にあり、今後、サービスの利用援助や財産管理、日常生活上の援助等権利擁護に関する支援や相談が増加していくことが考えられます。健康状態や家族の高齢化などに応じ、必要とする人が成年後見制度を適切に安心して利用できるよう、相談窓口や利用促進のための体制整備に努めるとともに、住民への周知や啓発が重要となっています。							
方向性		成年後見制度の利用が必要な人の状況に応じ、速やかに相談・適切な支援につなげられるよう、①地域連携ネットワークの構築、②成年後見制度の利用促進に向けた取組の強化の2つの視点を持って事業を展開します。 ① 地域連携ネットワークの構築 地域連携ネットワークとは、成年後見制度の利用が必要な人の状況に応じ、適切に支援につなげる地域連携の仕組みを指します。 地域において、権利擁護に関する支援が必要な人の発見に努め、速やかに相談・支援につなぐことができるよう、国のイメージする、チーム、協議会、中核機関を構成要素とした権利擁護支援の地域連携ネットワーク構築に向け検討を始めます。構築にあたっては既存のネットワークや地域資源の活用など、本市の現状に沿った有機的なネットワークとなるよう関係機関と協議・調整をすすめていきます。 ② 成年後見制度の利用促進に向けた取り組みの強化 成年後見制度の利用促進に向けて、成年後見制度の周知と啓発を図るとともに、市民後見人の育成に対する支援を行うことで体制強化を目指します。さらに成年後見制度の利用支援として、関係機関等のネットワークを活用し、権利擁護支援を必要とする人の発見と早期の段階からの相談や支援に努めます。 同時に、コーディネート役や事務局機能を担う「中核機関」を軸に相談体制を整備し、意思決定支援・身上保護を重視した支援が可能となるよう取り組みます。 さらに、身元保証人が存在していないために生活等に困難を抱えている場合などが考えられることから、費用負担能力や身寄りのない人などでも成年後見制度を安心して利用できるように支援します。							
		【目標事業量】							
			R6年度	R7年度	R8年度				
		市長申立件数	5	5	5				
		相談件数	30	30	30				

令和7年度の実績と評価	・市長申立に関する相談があった際には、医療機関、居宅介護支援事業所等関係機関と協力しながら必要に応じて申立事務を行いました。 ・実際に申立に至らなかった場合も、訪問や調査、本人への意向確認等を行い、親族による支援に繋げることができました。 ・ケースによってはあんしん相談や日常生活自立支援事業の金銭管理や介護サービスにつなげることができました。 ・広報だざいふ令和8年1月号に「成年後見制度を知っていますか」を掲載しました。 ・成年後見制度の広報啓発事業として、2月、3月に各1回、司法書士による市民向け相談会を開催しました。 ・成年後見制度の広報啓発事業として、2月に1回、司法書士による市民向け講演会を開催しました。			
	【実績表】			
		R6年度	R7年度	R8年度
	市長申立件数	2	4	-
令和8年度の予定	相談件数	32	31	-
	・引き続き、市長申立に関する相談があった際には、医療機関、居宅介護支援事業所等関係機関と協力しながら必要に応じて申立事務を行います。また、必要に応じて、あんしん相談や日常生活自立支援事業の金銭管理や介護サービスにつなげます。 ・国の第2期成年後見制度利用促進基本計画に示されている地域連携ネットワークの構築に向けて、関係機関との調整を行います。 ・成年後見制度の広報啓発事業として、市民向け講演会や相談会を行います。			

事業調査票(令和7年度)

担当課: 高齢者支援課

現計画掲載ページ	70	大項目	第2節 支援体制の充実						
		中項目	5 高齢者の権利擁護と虐待の防止						
		個別事業	(2) 老人保健措置事業の実施						
事業内容		環境上の理由及び経済的な理由により在宅での生活が困難な高齢者に対して、心身の状況、その置かれている環境の状況等を総合的に勘案し、養護老人ホーム等に入所措置を行い、高齢者がその能力に応じた日常生活を営むことができるよう支援します。							
現状・課題		環境上の理由及び経済的な理由により在宅での生活が困難な高齢者に対して入所措置を行っていますが、近年は家族等からの虐待を理由に高齢者を保護するケースも増えてきています。 実績としては、令和3年度は6件、令和4年度は5件の措置を実施しました。							
方向性		入所が必要な高齢者には適切に入所を支援するとともに、緊急一時保護等、緊急性のある事案に対して早急に対応できるよう、関係機関との連携体制の強化や、安全安心な生活に向けた支援の充実を図ります。							
		【目標事業量】							
			R6年度	R7年度	R8年度				
令和7年度の実績と評価		令和7年度中に1名措置廃止、1名措置開始。 引き続き、入所が必要な高齢者を適切に入所できるように支援していきます。また、関係機関との連携体制の強化を図っていきます。							
		【実績表】							
			R6年度	R7年度	R8年度				
		措置件数	4	4	-				
令和8年度の予定		引き続き、入所が必要な高齢者を適切に入所できるように支援していきます。また、関係機関との連携体制の強化を図っていきます。							

事業調査票(令和7年度)

担当課: 高齢者支援課

現計画掲載ページ	71	大項目	第2節 支援体制の充実						
		中項目	5 高齢者の権利擁護と虐待の防止						
		個別事業	(3)緊急一時保護事業の実施						
事業内容		高齢者を虐待から守るために、養護者から分離が必要だと本市が判断した場合に、一時的に高齢者施設等へ入所することができる制度です。本来は、高齢者本人が同意した上で、契約を行うサービスですが、高齢者に判断能力がない、代理人がいない、契約を拒否している等、「やむを得ない事由による措置」と本市が判断した場合にのみ利用を決定しています。							
現状・課題		国の指針によると、養護者による高齢者虐待の主な発生要因については、「虐待者の介護疲れ・介護ストレス」、「虐待者の障害・疾病」となっており、主たる養護者である家族の不安や悩みを聞き助言等を行う相談機能の強化・支援体制の充実が求められており、地域の実情を踏まえて取り組むことが重要となっています。 一方、介護施設従事者等による高齢者虐待の主な発生要因は、「教育知識・介護技術等に関する問題」や「職員のストレスや感情コントロールの問題」、「虐待を助長する組織風土や職員間の関係の悪さ、管理体制等」などとなっています。 虐待をしている本人には虐待の意識がなく、また虐待を受けている高齢者も養護者に迷惑をかけているという思いから、相談ができない(公にできない)というのが、家庭内での虐待の特徴と言われています。 そのため、被虐待者や虐待をしている養護者だけでなく、虐待に気づいた周囲の人からも積極的に相談してもらえるように、高齢者虐待やその相談先等について周知を徹底し、相談に応じて緊急一時保護を含めた適切な対応を検討する必要があります。 令和3年度は1件、令和4年度は2件の保護を実施しました。							
方向性		高齢者を虐待から守り、養護者から分離が必要な場合の緊急的な一時避難場所として、引き続き高齢者施設等と連携して事業を継続していきます。							
		【目標事業量】							
			R6年度	R7年度	R8年度				
令和7年度の実績と評価		令和7年度中に緊急一時保護は発生しませんでした。 引き続き、入所が必要な高齢者を適切に入所できるように支援していきます。また、関係機関との連携体制の強化を図っていきます。							
		【実績表】							
			R6年度	R7年度	R8年度				
		緊急一時保護件数	1	0	-				
令和8年度の予定		引き続き、入所が必要な高齢者を適切に入所できるように支援していきます。また、関係機関との連携体制の強化を図っていきます。							

事業調査票(令和7年度)

担当課: 文化学習課

現計画掲載ページ	72	大項目	第3節 高齢者の活躍促進						
		中項目	1 高齢者の生きがいづくり						
		個別事業	(1)生涯学習活動・生涯スポーツ活動の推進 ①生涯学習活動の推進						
事業内容		市民の生きがいづくりや仲間づくりのため、生涯学習の場として、中央公民館(プラム・カルコア太宰府)が開催している「まほろば市民大学」、いきいき情報センターが開催している「文化・生涯学習講座」やイベント(文化講演会・コンサート等)、さらには身近な地域での学習の場として、地区公民館などで「大学と行政による出前講座」を開催しています。 また、市民の生涯学習活動の発表の場として、市民文化祭の開催や市民ギャラリー開放を行っています。それらに加え活動場所を提供するため研修室や実習室、市民ホールを自主サークルなどへ貸し出しもを行っています。 その他、市民の生涯学習活動の推進を目的として、各種講座の開催、文化に関する情報の提供等を行っています。							
現状・課題		文化・生涯学習講座やイベントの一部は高齢者をメインターゲットとしたものも多く、高齢者の生きがい・趣味活動の場として、さらには交流機会の場としても機能しています。 中央公民館で開催している「まほろば市民大学」は、受講生の固定化を防ぐために、同一講座を数年間実施した後は新しい講座と入れ替えを行うとともに、終了した講座は自主サークル化を促すなど、講座から発展して市民の主体的な活動に繋げていくことが求められています。 しかし、講座によっては、受講生が10人に満たない場合など、単独では自主活動につながりにくい場合もあることから、他事業と連携した自主活動化に向けた働きかけを行う必要があります。 また第8期計画期間においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、講座の開催や受講者数ともに大きく減少しているのが現状です。 さらに、生きがいや社会参加は、介護予防につながる要素として重要なことから、生涯学習をきっかけとして、一般介護予防事業への参加や、介護予防・地域での通いの場でのボランティア活動に興味を持ち、参加してもらえるような働きかけが必要となります。							
方向性		新型コロナウイルス感染症の影響により減少した、講座の再開と事業量の回復を目指していきます。再開にあたっては、文化芸術や生涯学習の事業を積極的に展開することで、高齢者の仲間づくりや生きがいづくりに寄与するとともに、自主活動への展開や地域包括支援センターと連携した一般介護予防事業等への受講生の活動の広がりを目指すことで、高齢者にとって真の意味での「生涯」学習となり得るつながりのある事業展開を目指していきます。							
		【目標事業量】							
		いきいき情報センター							
			R6年度	R7年度	R8年度				
		講座開催回数	102	102	102				
		講座受講者数 (延べ人数)	24,000	24,000	24,000				
		イベント参加者数	350	350	350				
		中央公民館(プラム・カルコア太宰府)							
			R6年度	R7年度	R8年度				
		講座開催回数	2	2	2				
		講座受講者数 (延べ人数)	970	970	970				
		イベント参加者数	3,600	3,600	3,600				

令和7年度の実績と評価	いきいき情報センター 講師都合等により中止となり、開催回数が減少しています。 中央公民館 例年通り実施しました。			
	【実績表】			
	いきいき情報センター			
		R6年度	R7年度	R8年度
	講座開催回数	63	56	－
	講座受講者数 (延べ人数)	8,408	8,199	－
	イベント参加者数	200	200	－
	中央公民館(プラム・カルコア太宰府)			
		R6年度	R7年度	R8年度
	講座開催回数	2	2	－
	講座受講者数 (延べ人数)	783	780	－
	イベント参加者数	8,043	8,323	－
令和8年度の予定	例年通りの開催を予定しています。			

事業調査票(令和7年度)

担当課: スポーツ課

現計画掲載ページ	74	大項目	第3節 高齢者の活躍促進						
		中項目	1 高齢者の生きがいづくり						
		個別事業	(1)生涯学習活動・生涯スポーツ活動の推進 (2)生涯スポーツ活動の推進						
事業内容		健康で充実した高齢期を過ごすためには、身体状況に応じた軽い運動やスポーツに親しむことが有効です。高齢者の身近な健康づくりの促進を基本としながら、練習結果の発表と交流の場を確保し、スポーツ意欲の向上を図ります。 「太宰府市スポーツ推進計画」に基づき、「いつでも、どこでも、だれでも」参加できる「スポーツの日の行事」や「ペタンクカーニバル」など、子どもから高齢者まで参加できる生涯スポーツ事業を実施しています。 また、地域からの依頼に応じてスポーツ推進委員を派遣し、地域のスポーツ行事への支援を行うことで、地域スポーツの活性化を図っています。							
現状・課題		スポーツの日のイベントやその他イベントを通して、初めてスポーツに触れるきっかけを与える場を提供しています。令和4年度には、市制施行40周年記念事業として、夏期巡回ラジオ体操・みんなの体操会の会場に太宰府市が決定し、当日は早朝より市内外から500人以上の参加者が大宰府政庁跡に集まり、ラジオ体操を行いました。今後も高齢者が広くスポーツに触れ合う機会を創出するとともに、スポーツ推進委員を派遣し、地域が主体性を持って活動に取り組めるよう、継続的な支援を行うことが求められています。							
方向性		令和3年度からの10年計画である「太宰府市スポーツ推進計画」では、①地域スポーツ、②競技スポーツ、③青少年スポーツ、さらには④障がい者スポーツの振興を目指していることから、関係課で連携のうえ、障がいの有無に関わらず、誰でも気軽にできるスポーツの推進を図ります。 さらに、平成28年に総合体育館(とびうめアリーナ)も開館し、地域住民の生きがいづくり、健康づくりにより力を入れていくことが求められています。 また、地域での自主的な活動としてラジオ体操が行われており、毎日10団体ほどが継続して活動しています。周知や継続支援の一環として広報紙への掲載も行っており、今後も継続した後方支援や、地域とより連携した活動ができる方法を検討していきます。							
		【目標事業量】							
			R6年度	R7年度	R8年度				
		地域派遣事業 派遣回数	15	15	15				
		ペタンクカーニバル 参加人数	230	240	250				
		ケアトランポリン教室 参加人数	108	108	108				
令和7年度の実績と評価		昨年度実施することができなかったペタンクカーニバルも実施することができ、目標事業量に達することができなかったが、前年度よりも実績値を伸ばすことができた。目標事業量が定めてある事業のほかにも、サマーナイトペタンクや各校区のスポーツの日の行事も実施することができ、高齢者が広くスポーツに触れ合う機会を創出することができた。							
		【実績表】							
			R6年度	R7年度	R8年度				
		地域派遣事業 派遣回数	16	16	-				
		ペタンクカーニバル 参加人数	0 (天候不良の為、中止)	155	-				
		ケアトランポリン教室 参加人数	86	96	-				
令和8年度の予定		今年度も、引き続き、各事業について実施予定であり、高齢者が広くスポーツに触れ合う機会を創出していく。 また、継続して地域からの依頼に応じてスポーツ推進委員を派遣し、地域のスポーツ行事への支援を行うことで、地域スポーツの活性化を図っていく。							

事業調査票(令和7年度)

担当課: 高齢者支援課

現計画掲載ページ	76	大項目	第3節 高齢者の活躍促進						
		中項目	1 高齢者の生きがいづくり						
		個別事業	(2)高齢者の生きがいづくりの推進 ①介護予防・生きがい活動支援事業						
事業内容		地域の実情に応じて運営されるボランティア等を主体とする任意団体が実施する介護予防・生活支援等の活動(サロン等)が、恒常的に可能となるように財政支援を行い、高齢者福祉の推進と向上を図ります。							
現状・課題		介護予防の体操からダーツ、料理教室まで活動内容は様々あり、近年の自治会活動、ボランティア活動等の活性化に伴い、活動団体、延べ参加人数ともに増加傾向でしたが、第8期計画期間中は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、一部活動が制限された団体もありました。 また、活動状況に地域間の格差が見受けられることから、市内全体に介護予防等の活動が広まっていくよう更なる周知活動、広報等を行うとともに、持続的に支援を行っていく観点から、支援制度の見直しが必要になっています。							
方向性		地域包括ケアシステムの構築を見据え、このような地域活動の更なる活性化を図るとともに、活動状況の地域間格差の是正に向け、自治会等を通じ、事業内容の周知・広報等説明を行っていきます。 また、国における通いの場の定義の変更と併せて、地域間格差の是正等を目的として、令和7年度以降は一般介護予防事業における支援の実施(地域介護予防活動支援事業補助金)へ移行する予定です。補助金が広く地域にいきわたり、市内全体における介護予防等の活動の促進が行われるように支援していきます。							
		【目標事業量】							
			R6年度	R7年度	R8年度				
		活動団体数	10	0	0				
		延べ参加人数	2,200	0	0				
令和7年度の実績と評価		令和7年度以降は、一般介護予防事業における支援の実施(地域介護予防活動支援事業補助金)へ移行しているため、令和7年度の実績はなく令和8年度も事業予定はない。							
		【実績表】							
			R6年度	R7年度	R8年度				
		活動団体数	10	—	—				
		延べ参加人数	1,759	—	—				
令和8年度の予定									

事業調査票(令和7年度)

担当課: 高齢者支援課

現計画掲載ページ	77	大項目	第3節 高齢者の活躍促進						
		中項目	1 高齢者の生きがいがづくり						
		個別事業	(2)高齢者の生きがいがづくりの推進 ②敬老会関係事業						
事業内容		本市に居住する高齢者に対して敬老の意を表し長寿を祝福するため、節目の年齢に達した人に敬老祝金の支給等を行います。							
現状・課題		高齢者数の増加とともに敬老祝金及び敬老事業補助金についても年々増加しています。また、自治会が主催する敬老会についても、参加率の伸び悩みや会場となる公民館等の収容能力が課題となっています。 また、高齢者の増加に向けて、支給内容等の見直しが今後必要となってきます。なお、101歳以上の人に対する敬老祝金は令和2年度から廃止しています。							
方向性		敬老事業においては、対象年齢や支給内容等について、これまでも段階的な見直しを行ってきましたが、高齢者数の更なる増加を見据え、筑紫地区をはじめとした近隣市の支給状況・動向等を踏まえつつ、限られた財源の有効活用に努めていきます。							
		【目標事業量】							
			R6年度	R7年度	R8年度				
		敬老会費対象者数 (77歳以上)	9,750	10,000	10,250				
		敬老祝金対象者数 (88歳・99歳・100歳)	450	460	470				
令和7年度の実績と評価		・敬老事業を実施する自治会(44区)へ補助金を支給しました。式典への市長出席を希望した自治会(24区)へは市長が出向いて祝辞を述べました。一方公民館の収容人数の問題等から式典を実施しない自治会(17区)は記念品の配布等を行い、それぞれの自治会が区の実情に応じた敬老事業を実施しました。 ・88歳(442人)、99歳(56人)の方へ、敬老祝品としてカタログギフトを贈呈しました。 ・100歳(41人)の方へ、祝金と祝状を進呈し、希望者3名については市長が訪問しお祝いを述べました。 ・高齢者数の増加とともに事業費は年々増加し、また自治会からは、公民館の収容人数が対象者数に見合わず式典の実施が難しくなっている、補助金の額が少ない、等の声が上がってきており、支給内容や事業実施の在り方について見直しが必要となっています。							
		【実績表】							
			R6年度	R7年度	R8年度				
		敬老会費対象者数 (77歳以上)	9,983	10,526	-				
		敬老祝金対象者数 (88歳・99歳・100歳)	504	539	-				
令和8年度の予定		・対象者等の事業内容は令和7年度と同様に実施し、高齢者に対して敬老の意を表し長寿を祝福します。 ・前述の課題について、令和9年度に向けて事業内容の見直しを行います。							

事業調査票(令和7年度)

担当課: 高齢者支援課

現計画掲載ページ	78	大項目	第3節 高齢者の活躍促進						
		中項目	1 高齢者の生きがいづくり						
		個別事業	(2)高齢者の生きがいづくりの推進 ③老人クラブ関係事業						
事業内容		例会、地域清掃や自治会活動、高齢者の生きがい、健康づくりに資することを目的とした長寿クラブ連合会及び単位クラブの活動に対し、予算の範囲内で財政支援を行うこと等により、高齢者福祉の向上を図っています。							
現状・課題		近年、新入会員の減少による老人クラブ内での高齢化も進み、役員のなり手がいないなどの理由から活動が困難になり、単位クラブ活動を休止したり、長寿クラブ連合会を脱退したりするケースが見受けられます。 このような実情を考慮し活動を支援するため、これまで単位クラブに一律同額で交付していた補助金を、会員数に応じて一定額を加算する見直しを行い、令和5年度より実施しましたが、今後も課題解決に向けた方策を検討していく必要があります。							
方向性		老人クラブは、地域包括ケアシステムの構築に向け、生活支援・介護予防の社会参加の場としての役割も期待されています。このことから、長寿クラブ連合会と連携し、団塊の世代層に地域参加、共助社会の重要性を理解していただき、老人クラブへの加入につながるよう働きかけるとともに、連合会への加盟を促し、更なる組織の活性化を図っていきます。							
		【目標事業量】							
			R6年度	R7年度	R8年度				
		連合会加盟クラブ数	23	24	25				
		新規加入クラブ数	1	1	1				
		連合会会員数	1,060	1,090	1,120				
令和7年度の実績と評価		【実績】 令和7年度 23クラブ (新規加入1団体) 会員数 1,066人							
		【評価】 会員の高齢化により、市中心部で実施する連合会行事への参加が困難になっている現状を踏まえ、市内4地区に分けたイベント(ダーツ大会、カラオケ大会など)の取り組みが定着してきています。 東地区では近隣地区単位クラブの支援を受けて、新たに「グリーンクラブ(緑台区)」が設置され、市連合会会員が前年に比べて60名増加しました。 西地区の「長寿クラブ都府楼」が福岡県高齢者福祉功労者県知事表彰において、優良クラブとして表彰を受け、福岡県のホームページに活動紹介記事が掲載されました。 市内の大学と連携したeスポーツ体験会を2つの単位クラブが実施され、約60名の参加があり好評でした。会員増に向けて、広報だざいふ9月号に「地域の老人クラブに参加しませんか」と題して会員募集記事を掲載しました。							
		【実績表】							
			R6年度	R7年度	R8年度				
		連合会加盟クラブ数	22	23	-				
		新規加入クラブ数	1	1	-				
		連合会会員数	1,006	1,066	-				
令和8年度の予定		今後も長寿クラブ連合会と連携して、地域で元気に活動する老人クラブをPRし、加入につながるよう働きかけるとともに、連合会への加盟を促し、更なる組織の活性化を図っていきます。							

事業調査票(令和7年度)

担当課: 高齢者支援課

現計画掲載ページ	79	大項目	第3節 高齢者の活躍促進						
		中項目	1 高齢者の生きがいがづくり						
		個別事業	(3) 高齢者の生きがいがづくりの場の確保 ① 老人憩いの場整備事業						
事業内容		高齢者に対する教養の向上及びレクリエーション等を行うための憩い、集える場の整備を自治会において促進するため、その建物の新築及び増改築等に対する経費を助成します。また、整備後の老人憩いの場の有効活用について必要な支援等を行い、高齢者福祉の向上を図ります。							
現状・課題		現在、老人憩いの場を整備しているのは、44自治会中21自治会に留まっていますが、新たな憩いの場を確保するためには、公民館の土地に併設・増設することが必要となり、公民館の土地に併設するスペースを確保できない場合が多いことから、新設できる条件が整った公民館に限られている状況となります。一方、近年は、既整備分の老人憩いの場の補修等の要望が多くなっています。							
方向性		老人憩いの場は介護予防やサロン活動の拠点施設としての機能を併せ持っており、地域の高齢者がいつでも気軽に利用できる場所にあることが重要です。今後については、近所に少人数が集える場所、また、高齢者の身近な施設としての整備・拡充を推進していきます。							
		【目標事業量】							
			R6年度	R7年度	R8年度				
		整備数(新規)	1	1	1				
令和7年度の実績と評価		新設の老人憩いの場の申請はありませんでしたが、既存の老人憩いの場について、3ヶ所補修を行いました。 地区公民館建替えの際の老人憩いの場新設について1自治会から、既存の老人憩いの場について1自治会から相談を受け協議しました。							
		【実績表】							
			R6年度	R7年度	R8年度				
		整備数(新規)	0	0	—				
令和8年度の予定		既存の老人憩いの場1ヶ所の補修に係る手続き、支援を進めていきます。自治会の状況を鑑み、文化学習課と連携しながら未設置自治会への老人憩いの場新設に向け協議を進めていきます。							

事業調査票(令和7年度)

担当課: 高齢者支援課

現計画掲載ページ	80	大項目	第3節 高齢者の活躍促進						
		中項目	1 高齢者の生きがいづくり						
		個別事業	(3) 高齢者の生きがいづくりの場の確保 ②老人福祉センター						
事業内容		市内に居住する概ね60歳以上の人の教養や健康に関わる福祉の増進を図ることを目的として、各種相談及び機能回復に関する指導や助言を行い、必要に応じて関係機関と連携を図るとともに、レクリエーション等、教養向上のための事業を行っています。							
現状・課題		設置後40年以上が経過し老朽化が進んでいることから、近年、空調設備や屋上防水等の改修を行いました。今後も高齢者の安全を重視した改修が必要になっています。							
方向性		利用者アンケートを実施しニーズ把握に努め、より高齢者の利用しやすい施設運営を行っていきます。また、施設の老朽化や非バリアフリー等の問題にも対応するため、太宰府市公共施設等総合管理計画(改訂版)に示された方向性を踏まえ、関係課及び関係機関と協議を進め、高齢者がより安心して利用できる施設になるよう努めます。							
		【目標事業量】							
			R6年度	R7年度	R8年度				
		利用者数	12,500	13,000	13,500				
令和7年度の実績と評価		【実績】 利用者数 9,522人 開館日数 289日 【評価】 利用者が安心・安全に利用できるよう、水質の安全確保のため循環ろ過システムのオーバーホール修理を男女浴室とも実施しました。 令和7～8年度の少雨傾向に伴い、市渇水対策本部の指示により片側の浴室利用とし、男女隔日利用となりました。このことも影響し、目標達成には及びませんでした。 利用者向けの事業については、お楽しみ交流会やお役立ち講座等の事業を実施しました。 お役立ち講座は、市消費生活センターと連携した詐欺被害防止の講話や、高齢者支援課が取り組んでいるエンディングノートの講座を実施しました。							
		【実績表】							
			R6年度	R7年度	R8年度				
		利用者数	9,693	9,522	-				
令和8年度の予定		「公衆浴場における衛生等管理要領」等を遵守しながら、利用者が安心して利用できる施設の管理運営に努めます。 また、利用者向け事業についても、利用者増に向けて施設や事業の周知に努めます。 施設の老朽化対策については、安全な施設運営に必要な最低限の修理を行うとともに、公共施設再編検討業務の進捗を見据えながら、今後のあり方について検討していきます。							

事業調査票(令和7年度)

担当課:

福祉課

現計画掲載ページ	81	大項目	第3節 高齢者の活躍促進									
		中項目	2 高齢者の就労支援と多様な働き方の推進									
		個別事業	(1)高齢者の就労支援									
事業内容	長寿・高齢社会の進展は、豊かな知識・経験・技能を有した高齢者が増加することになり、高齢者の就労・雇用の場面で需要と供給の双方が発生し、就労意欲を持つ高齢者にとっては社会参加の機会が増え、自身の健康維持、生きがい対策の観点からも有用なことです。 本市では、高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりの構築を推進するシルバー人材センターの運営及び活動を支援することで、高齢者の就労を支援しています。 シルバー人材センターでは、庭木の剪定や草刈り草取り、屋内外の軽作業や家事援助サービス、育児支援サービスなど、様々な業務を公共団体、企業、一般家庭から引き受け、会員に提供しています。 また、ワンコインサービス事業「シルバーさんが『やっとな梅!』」として、1回1時間以内の簡単な作業を500円で行う事業を展開しており、電球の交換、家庭のごみ出しなどを提供しています。 さらに、令和2年10月からは、市内のスーパーマーケットと連携した移動販売事業を展開することで、買い物弱者対策にも貢献しています。											
現状・課題	令和5年3月末時点の会員数は、237人となっており前期計画策定時から減少傾向が続いています。一因として、企業等の雇用延長による影響で、60歳代の会員の加入が少なくなっていることが挙げられます。 会員の内訳では、女性会員数が令和5年3月末時点で70名(29.5%)となっており、女性会員を増やすために、女性が能力を発揮できるような事業展開、就業開拓によって就業機会づくりを行う必要があると考えられます。 また、本市の介護予防・生活支援サービス事業のひとつである「高齢者家事支援サービス(家事援助)」は、シルバー人材センターが受託し、サービスの担い手を発掘してつなぎながら、サービスを実施していますが、今後はそのニーズがさらに増大する可能性があります。 そのため、就業機会の開拓、女性の就業拡大、会員数の増加に向け、創意工夫ある取り組みをより一層推進していく必要があります。											
方向性	高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図るうえで、シルバー人材センターは活力ある高齢社会実現の重要な核であることから、引き続き必要な支援を行います。 同時に、生活支援体制整備事業協議体のメンバーとしてシルバー人材センターが参画し、協議体や地域を通して、シルバー人材センターの役割を周知する他、広報紙「シルバーだざいふ」を発行し、活動内容や仕事内容の周知も行っています。毎月2回、新規会員に向けた入会説明会も開催しており、地域に潜在する元気な高齢者が家事支援などの生活支援の担い手として活躍できるよう登録に向けての連携を強化していきます。											
	【目標事業量】											
	<table border="1"> <tr> <td></td><td>R6年度</td><td>R7年度</td><td>R8年度</td></tr> <tr> <td>会員数</td><td>250</td><td>255</td><td>260</td></tr> </table>						R6年度	R7年度	R8年度	会員数	250	255
	R6年度	R7年度	R8年度									
会員数	250	255	260									

令和7年度の実績と評価	【実績】 R7年度会員数(R8.3末時点) 260人 (うち男性 172人、女性 88人) R6年度会員数(R7.3末時点) 246人 (うち男性 161人、女性 85人) R5年度会員数(R6.3末時点) 231人 (うち男性 160人、女性 71人) 【評価】 ・シルバーだざいふの発行や入会説明会でシルバー人材センターの周知に努め、会員数の増につなげることができ、目標会員数を達成した。 ・シルバー人材センターの事業運営のための協議を実施した。 ・フリーランス法の施行に伴い、令和7年4月1日より契約方法を変更し、会員が安全・安心に就業できる環境の整備を行った。			
	【実績表】			
		R6年度	R7年度	R8年度
	会員数	246	260	-
令和8年度の予定	・シルバーだざいふの発行等で周知に努め会員増を図る。 ・シルバー人材センターの円滑な事業運営のために必要な協議等を行う。			

事業調査票(令和7年度)

担当課: 地域コミュニティ課
社会福祉協議会

現計画掲載ページ	83	大項目	第3節 高齢者の活躍促進						
		中項目	2 高齢者の就労支援と多様な働き方の推進						
		個別事業	(2) ボランティア活動の推進						
事業内容		少子高齢化の進行、ひとり暮らし世帯や高齢夫婦のみ世帯の増加などにより、生活の姿は多様化し、家庭内の支え合いや地域でのつながりが希薄になるなど、地域社会の姿も大きく変化してきています。 このような変化の中、地域福祉を推進する重要な担い手として、地域住民、NPO・ボランティア団体と企業、行政がそれぞれの役割を担って協働し、問題の解決にあたる新しい形の共助社会づくりが求められており、ボランティア活動の意義は益々大きなものとなっています。 太宰府市NPO・ボランティア支援センターでは、福祉をはじめ、環境や国際交流、史跡ガイド等、幅広い分野のNPO・ボランティア団体に対して、相談、各種講座の開催、情報提供、活動場所の提供等の支援を行っています。 また、太宰府市社会福祉協議会では、福祉に関する活動を行っているひまわり会等のボランティア団体の登録をはじめ、手話奉仕員養成講座(受託事業)や移送サービス事業など地域福祉に関するボランティア活動の普及啓発に取り組んでいます。							
現状・課題		令和4年度介護予防・日常生活圏域ニーズ調査によると、地域活動での「ボランティアグループ」への参加状況は、年に数回以上参加をしている人は13.4%となっています。また、地域の有志による活動へのお世話役として「参加してもよい」「ぜひ参加したい」は34.4%となっています。 今後も継続して参加できる環境づくりと、高齢者が積極的にボランティア活動に参画し、活躍の場を広げることができるよう、関係機関が相互に連携、協力して現事業を継続していく必要があります。 また、さらなる地域包括ケアシステムの推進に向けて、関係機関がコーディネート機能を発揮し、地域での支えあいや介護人材を見通した新たな事業展開も求められています。							
方向性		地域住民、NPO・ボランティア団体と企業、行政など、多様な主体が互いに支え合い、ともに助け合う、共助の地域づくりを推進することが重要です。 本事業では、ボランティアを始める人への機会の提供や既にボランティア活動をしている人との連携・継続的な支援の2つの軸で展開していきます。 引き続き、高齢者がボランティア活動を通じ、自らの生きがいや健康づくりに資すると同時に、地域で役割を持って活動できるよう関係課や校区自治協議会、社会福祉協議会及びNPO・ボランティア団体が、連携・協議しながら様々な支援を行い、高齢者等の活躍促進を図っていきます。							
		【目標事業量】							
			R6年度	R7年度	R8年度				
		NPO・ボランティア支援センター 講座・イベント等開催回	25	25	25				
		社会福祉協議会 講座・イベント等開催回	66	66	66				
令和7年度の実績と評価		・太宰府市NPO・ボランティア支援センター、社会福祉協議会、地域コミュニティ課で連絡会を実施し、令和7年度版太宰府市ボランティア・市民活動団体団体一覧表を作成した。 また、太宰府市NPO・ボランティア支援センターが主催する、外部講師を招いての講座や、地域コミュニティ課職員による自治会公民館(11自治会、参加者118名)での高齢者スマホ講座の開催等、様々な支援を実施した。(地域コミュニティ課) ・ひまわり会等に携わる実践者の方が、活動を継続して取り組めるよう研修会を企画した。また、福祉教育サポーター養成講座などを企画し新たにボランティア活動に取り組む方々が地域で活躍できるよう支援をした。(社会福祉協議会)							

令和7年度の実績と評価	【実績表】			
		R6年度	R7年度	R8年度
	NPO・ボランティア支援センター 講座・イベント等開催回	23	26	－
	社会福祉協議会 講座・イベント等開催回	65	63	－
令和8年度の予定	・令和8年度版太宰府市ボランティア・市民活動団体一覧表を作成予定であり、うめさろんから各団体へ情報提供シートを送付済み。また、太宰府市NPO・ボランティア支援センターが主催する、外部講師を招いての講座等を予定している。高齢者スマホ講座については、地域コミュニティ課職員により実施し、柔軟に機動力をもって、より多くの自治会において開催予定。 ・社会福祉協議会に登録する福祉ボランティア団体が中心となり、ボランティア体験会等を実施予定としている。あわせて、広報紙等の媒体を活用し、ボランティアの魅力を発信することで、ボランティア活動の推進を図っていく。			

事業調査票(令和7年度)

担当課: 高齢者支援課

現計画掲載ページ	85	大項目	第4節 安心して暮らせる環境づくり						
		中項目	1 住まいに関する支援体制の充実						
		個別事業	(1)住みよか事業の実施						
事業内容		非課税世帯に属する要介護認定を受けている高齢者等が、在宅生活を継続するために必要な住宅改修を行う際に、介護保険制度の住宅改修費用が20万円を上回った場合、さらに限度額30万円までを予算の範囲内で助成します。							
現状・課題		高齢者等が安全・安心に在宅生活を継続でき、介助者の負担の軽減につながる住宅改修を行うには、介護保険制度の20万円の支援だけでは十分でない場合があります。このことから、低所得者に対し、さらに30万円までの改修が可能な住みよか事業は、今後とも必要な施策です。この制度の財源として福岡県高齢者等在宅生活支援事業費補助金(1/2補助)が充当されていますが、当該財源の確保が今後の課題としてあげられます。							
方向性		市職員・ケアマネジャー等が現場を訪問し、対象者や介助者及び施工業者も含めた事前協議を行い、最も効果的な住宅改修となるよう、多角的な視点でアドバイスをを行ったうえで助成を決定し、事業を行っていきます。							
		【目標事業量】							
			R6年度	R7年度	R8年度				
		件数	4	4	4				
令和7年度の実績と評価		令和7年度の実績は4件であり、目標を達成できた。対象者や介助者及び施工業者も含めた事前協議を綿密に行い、最も効果的な住宅改修となるよう、多角的な視点でアドバイスをを行ったうえで、必要に応じて介護保険課とも連携を取りながら助成を決定しています。							
		【実績表】							
			R6年度	R7年度	R8年度				
		件数	4	4	-				
令和8年度の予定		引き続き、市、ケアマネジャー等、施工業者等と連携を取りながら、安全・安心に在宅生活を継続でき、介助者の負担の軽減につながる住宅改修に取り組んでいきます。							

事業調査票(令和7年度)

担当課:

介護保険課

現計画掲載ページ	86	大項目	第4節 安心して暮らせる環境づくり						
		中項目	1 住まいに関する支援体制の充実						
		個別事業	(2)住宅改修支援事業の実施						
事業内容		住宅改修着工日において、居宅介護(予防)支援の提供を受けていない要介護者等に対し、福祉住環境コーディネーター等の有資格者が住宅改修費支給申請に係る理由書の作成を行った場合、作成者の属する事業所に助成金を交付しています。							
現状・課題		要介護者等の事故防止及び自立支援、介護者の負担軽減に重要な役割を果たすことから、適切な住宅改修を推進していく必要があります。							
方向性		住宅改修を推進する観点から、引き続き助成金の交付を行っていきます。							
		【目標事業量】							
			R6年度	R7年度	R8年度				
		件数	90	90	90				
令和7年度の実績と評価		住宅改修の申請を十分に点検し、対象となる事業所に助成金を交付した。							
		【実績表】							
			R6年度	R7年度	R8年度				
		件数	73	107	-				
令和8年度の予定		認定者の増加に伴い、年々住宅改修の件数も増加傾向にある。引き続き、市、ケアマネジャー、施工業者等と連携を取りながら、安全・安心に在宅生活を継続でき、介護者の負担の軽減につながる住宅改修に取り組んでいく。							

事業調査票(令和7年度)

担当課:

都市計画課

現計画掲載ページ	87	大項目	第4節 安心して暮らせる環境づくり						
		中項目	2 高齢者への移動支援の充実						
		個別事業	(1)公共交通機関の利便性の向上						
事業内容		公共交通機関は、買い物や通勤・通学などの市民の日常生活を支えることはもとより、高齢者や障がい者等の交通弱者の移動や社会参加の手段として大変重要な役割を担っています。							
現状・課題		平成10年度からコミュニティバス「まほろば号」の運行を開始しており、高齢者や障がい者等の利用に配慮した低床バスにより、市内の公共施設又はJRや西鉄などの公共交通機関の利便性が低い空白地帯に通勤通学、買い物などの交通手段を確保するなどの視点を持って運行し、市民の移動手段として活用されてきました。現在は新型コロナウイルスの影響により、利用者数の減少や、乗務員不足、燃料費の高騰など路線の維持が困難となっており、今後も利用者のニーズに合わせたダイヤの改正など存続のために、検討を重ねる必要があります。 また、丘陵地にある高齢化が進んだ団地住民に向けては、地域サポートカーとしてワンボックスカーを運行し、買い物や通院など高齢者の日常生活の移動手段として利用されています。							
方向性		交通弱者の移動や社会参加の手段として、「まほろば号」や「地域サポートカー」の果たす役割は重要であることから、新たな運行方法について理解を求めていくとともに、利用者増に向けて、一般介護予防事業などの場に参加する人が公共交通機関を利用して参加することができるように、各種教室等の開始・終了時間帯の設定や実施場所の選定など、可能な方策を検討していきます。 さらに、本市全体の公共交通機関の検討の場においては、高齢者のニーズを含めた利便性の確保に向けた具体策を検討していきます。 また、その他の公共交通機関についても、それぞれの特性を活かした活用を図るとともに、車両のバリアフリー化等について事業者に要望し、公共交通機関の利便性及びサービスの向上を推進していきます。							
		【目標事業量】							
			R6年度	R7年度	R8年度				

令和7年度の実績と評価	全国的な課題でもある慢性的な運転士不足を背景に、西鉄バス星ヶ丘線については、令和7年10月に減便、令和8年4月に路線廃止となり、コミュニティバスまほろば号についても令和7年9月に運行事業者の吸収合併に伴うダイヤ改正、令和8年4月に運転士数の見直しに伴うダイヤ改正を行った。 西鉄バス星ヶ丘線令和7年10月減便により、路線バスの運行は昼間の連続した空白時間帯が生じることとなったが、タクシー事業者、国などの関係団体等との度重なる協議を経て、減便によって生じる連続した空白時間帯について代替交通緊急運行として、乗合ジャンボタクシーの運行を令和7年10月から令和8年3月末まで行った。 また、路線バス星ヶ丘線沿線及び周辺地域において、令和8年1月より新たな地域公共交通システムとして、AIオンデマンド交通「のるーと太宰府」の実証運行を開始した。運行開始にあたり、令和7年9月から11月までの約3ヶ月間、星ヶ丘線沿線及び周辺地域で15回の説明会を開催し、延べ約270名の参加者に地域公共交通に関する地域の問題や運転士不足といった地域公共交通を取り巻く社会情勢、全国的な課題等も合わせて説明するとともに、市が検討を重ねていた新しい公共交通であるAIオンデマンド交通に関する説明や周知を行うとともに、住民から意見や提案をいただいた。また、令和7年12月から1月にかけて星ヶ丘線沿線及び周辺地域で11回の説明会を開催し、延べ約480名の参加者に多くの住民からいただいた意見や提案を反映した「のるーと太宰府」の利用説明と予約に必要な利用登録の支援も実施した。加えて、星ヶ丘線沿線及び周辺地域全世帯(約4,400世帯)へパンフレットを配布するとともに、無料にて運行することで利用促進、周知活動を行った。 まほろば号については、運行事業者である西鉄(株)より運転士不足により運行体制見直しの申し出があり、限られた乗務員数・車両数による運行を令和8年4月から行うこととなったが、運行経路の短縮化、既存路線バスの活用、系統新設に伴う既存路線の一部区間廃止の実施、右回り・左回りある路線は利用状況を踏まえお互いを補完できるような便数調整、遠距離通学の児童生徒のためのスクールバス導入の方向で検討を重ねるなどの取り組みを実施することで、運行便数減を抑えて可能な限り移動手段確保に努める改正を行った。 地域サポートカーについては、ダイヤ改正などはなかったものの、バス停の位置や時刻表、運賃など多くの方が様々な手段で情報収集できるよう、オープンデータ化を進め、Google map等でも検索できるよう、利便性向上に努めた。 その他、県庁で夏休みに実施されている公共交通企画展、筑紫地区と福岡県の合同企画でバスの日イベントにおいて子ども向けにクイズラリーの実施、二十歳の集いでチラシ配布などまほろば号や公共交通の利用促進、周知活動を行った。										
	【実績表】										
	<table><tr><td></td><td>R6年度</td><td>R7年度</td><td>R8年度</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>					R6年度	R7年度	R8年度			
	R6年度	R7年度	R8年度								
令和8年度の予定	地域公共交通を取りまく環境は、運転士不足や働き方改革、経済合理化、燃料費高騰など著しく厳しさを増しており、コミュニティバスについても同様に、現在の運行体制を維持していくための運転士の確保が困難な状況である。そのような中でも、限りある資源を効果的かつ最適に組み合わせることで可能な限りの運行便数を確保し、運行継続に努める。 新たな地域公共交通システムであるAIオンデマンド交通「のるーと太宰府」については、西鉄路線バス星ヶ丘線廃止の影響を受ける市役所周辺エリア及び星ヶ丘・高雄エリアで実証運行を行っており、随時サービスの改善に向けた検討を実施している。一方で、バス運転士不足という課題に対応するため、コミュニティバス利用状況等の分析により、路線や車両サイズの最適化、バス以外の交通モードによる運行の検討が求められていることから、高低差のある丘陵地で一定の人口密度を保ちながらも高齢者が多くお住まいであり、道路が狭あいであるため交通空白となっている水城・国分周辺等のエリアにおいて、「のるーと太宰府」の運行可能性について分析、検討を進める。										

事業調査票(令和7年度)

担当課: 防災安全課

現計画掲載ページ	88	大項目	第4節 安心して暮らせる環境づくり						
		中項目	2 高齢者への移動支援の充実						
		個別事業	(2)高齢者運転免許証自主返納支援事業の推進						
事業内容		令和2年4月1日以降に運転免許証を自主返納した人を対象に、令和2年6月1日から「高齢者運転免許証自主返納支援事業」を開始しています。 運転免許証を自主返納した70歳以上の人を対象に、交通系ICカード5,000円分(デポジット代(預り金)500円を含むので、利用額は4,500円となります)を交付して公共交通機関の利用を促進し、高齢者が加害者となる交通事故の抑制を図ります。							
現状・課題		支援の対象者は、次の1～4の基準をすべて満たすことが必要としています。 1.自主返納日において、70歳以上の人 2.令和2年4月1日以降に、運転免許証を自主返納した人 3.免許証の有効期間内に、すべての運転免許証を自主返納した人 4.自主返納日及び支援の申請日に、太宰府市民であること また、支援(交通系ICカードの交付)については1回限りとしていることから、継続的な支援とはなり得ないため、他の公共交通施策との連携が必要となります。令和4年度の本市における70歳以上の実際の自主返納数は280件となっており、その内9割近くの人から事業への申請がありました。また、事業申請の理由は、「家族などの周囲の人から勧められたから」という理由が多数を占めました。							
方向性		地域包括支援センターや認知症初期集中支援チームと連携し、自らあるいは周囲から促されることで認知機能の衰えを感じて自主返納を行った人の情報を共有することで、潜在的な認知機能リスク者に対して、必要な支援へ繋げることができる仕組みづくりや、支援対象者への相談、個人情報保護を前提とした見守り、さらには、専門医療機関の紹介などができる体制整備を図っていきます。 支援を受けられた人に対しては、自動車を運転せずとも外出できる手段と機会を確保できるよう働きかけていくとともに、一般介護予防事業などの情報提供を行うことで、閉じこもり・フレイル予防を目指します。							
		【目標事業量】							
			R6年度	R7年度	R8年度				
		件数	290	290	290				
令和7年度の実績と評価		・令和7年度は合計251人に免許を返納し、二モカカードを配布した。 ・高齢者の免許証自主返納の促進に寄与した。 ・申請者の中には、身体機能低下や認知機能低下の疑いのある方も数人いたことから、将来における交通事故防止への働きかけとなった。							
		【実績表】							
			R6年度	R7年度	R8年度				
		件数	213	251	-				
令和8年度の予定		・自主返納支援事業制度について、市民への啓発を推進しながら、本年度の取り組みを継続する。 ・行政出前講座その他地域への会合への参加やイベント等においても、本事業の案内啓発等を進めていく。							

事業調査票(令和7年度)

担当課: 防災安全課

現計画掲載ページ	89	大項目	第4節 安心して暮らせる環境づくり						
		中項目	3 災害緊急時に備えた支援体制の充実						
		個別事業	(1)避難行動要支援者避難支援制度の充実						
事業内容		1人でも多くの命を救うことを目的とした避難支援体制づくりのために、要配慮者が「どこに」「どれだけ」居るのか、その人が「どのような状態なのか」を災害に備えてあらかじめ把握し、本人の同意を得たうえで、地域の支援者に平常時から氏名・住所・支援に必要な情報を提供することで、速やかな避難が行えるよう地域の中で支援していく制度です。 地域の支援者は、自治会(自主防災組織)、民生委員・児童委員、避難支援者等を想定しています。							
現状・課題		自ら要支援者名簿等への登録を希望した人の情報のみを収集する手上げ方式では、支援を要することを自覚していない人や、個人情報として障がい等を有することを他人に知られたくないために登録をしない人も多く、十分な情報収集や新規登録者の増加に繋がっていない状況があります。 第8期計画期間中は要配慮者に直接働きかける同意方式を、市の関係部局、自治会(自主防災組織)が連携して進め、避難行動要支援者名簿の登録数の増加に繋がりました。また、要介護3～5の要介護認定結果の通知の際に、避難行動要支援者避難支援制度のお知らせを同封しています。災害発生時に避難行動要支援者を誘導する地域の避難支援者の確保が今後の課題でもあります。							
方向性		随時、避難行動要支援対象者の抽出を行い、新たなニーズの把握に努めます。また、既に名簿に登録されている人に対しても、転出者や喪失者の把握を実施することで、災害への備えを進めていきます。 併せて、機会あるごとに、本制度の重要性の周知徹底を図り、個人の避難支援者にとどまらず、自主防災組織等の団体での登録や、関係課の窓口などで、要配慮者に本制度の周知徹底を行い、同意方式による登録申請者の更新・増加に向けて取り組んでいきます。							
		【目標事業量】							
			R6年度	R7年度	R8年度				
		要支援者名簿 登録者数(新規)	380	380	380				
		要支援者名簿 登録者数(延人数)	2,683	3,063	3,443				
令和7年度の実績と評価		・関係課窓口において、新たに対象になった市民に対して、制度のチラシを配布した。 ・民生委員・児童委員の一斉改選に伴い、避難行動要支援者避難支援制度の必要性等を改めて説明し、地域における取組の協力を依頼した。 ・令和7年2月に実施した自治会訪問の結果を報告書として取りまとめて全自治会に配布し、取組を進めるうえでの工夫や課題等の共有を図った。 ・自治会へのヒアリングで出てきた課題等を踏まえて、「真に支援が必要な人」への取組になるよう、対象要件や更新方法の見直し検討に向けて内部協議・関係課協議を実施した。							
		【実績表】							
			R6年度	R7年度	R8年度				
		要支援者名簿 登録者数(新規)		29	-				
		要支援者名簿 登録者数(延人数)	1,550	1,470	-				

令和8年度の予定	・制度の周知を継続して実施し、支援が必要な人への制度の活用促進を図る。 ・自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員などの「避難支援等関係者」と連携して、制度に対する理解と個別避難計画の作成への協力を求めている。 ・自治会訪問で出てきた課題等を踏まえて、「真に支援が必要な人」への取組になるよう、対象要件や更新方法の見直しを検討する。 ・個別避難計画の作成に向けて、庁内連携を図るために推進体制の整備を進める。
----------	---

事業調査票(令和7年度)

担当課:

福祉課

現計画掲載ページ	90	大項目	第4節 安心して暮らせる環境づくり						
		中項目	3 災害緊急時に備えた支援体制の充実						
		個別事業	(2)福祉避難所の指定・運営の推進						
事業内容		災害発生時に高齢者や障がい者等、避難所での生活において特別な配慮を必要とする人に対し、適切な対応を行うため各種団体・機関等と協定を締結し、既存の建物を活用した福祉避難所を指定しています。							
現状・課題		平成22年度より、県立学校や民間施設との協定締結を行っています。 さらに、令和元年度に災害に備えた体制強化に向けて、指定避難所である総合体育館(とびうめアリーナ)の一部(1階軽運動トレーニング室等)を福祉避難エリアと位置付け、必要な設備等を配置しています。 協定締結施設数:6施設 協定締結や福祉避難エリアの位置づけにより拡充を図っていますが、必要な備品等の確保と避難所開設時の準備・設営方法についての迅速かつ円滑な体制づくりが必要です。 また、近年の高齢者等の増加に伴い、福祉避難所を必要とする人も増加していることから、体制強化が求められています。							
方向性		高齢化率の上昇に対応して、収容可能人数を増加していく必要があり、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)などの介護施設をはじめとした民間の施設との協定締結に向けての働きかけや、一般の避難所の中に要配慮者の受け入れが可能な場を整備することで、福祉避難所や福祉避難エリアを確保し、収容人数の拡充を図ります。 また、備蓄品の計画的購入を行い、円滑な支援体制が構築できるよう平常時から関係機関・団体、地域住民等との連携に努めていきます。							
		【目標事業量】							
			R6年度	R7年度	R8年度				
		新規福祉避難所数	1	1	1				
令和7年度の実績と評価		【実績】							
		R7年度新規福祉避難所数 0件							
		【評価】							
		・福祉避難所を増やすには至らなかった。 ・福祉避難所の開設に備え、専用の持ち出し備品ボックスの確認作業を行った。 ・福祉避難所開設訓練を実施し、開設手順の流れについて確認を行った。							
		【実績表】							
			R6年度	R7年度	R8年度				
		新規福祉避難所数	0	0	-				
令和8年度の予定		・福祉避難所を増やすため民間施設などへ協力の働きかけを行う。 ・医ケア者・児の福祉避難所への避難訓練を実施し、開設手順及び必要物資の確認を行い、個別避難計画の作成に繋げていく。							

事業調査票(令和7年度)

担当課： 介護保険課

現計画掲載ページ	91	大項目	第4節 安心して暮らせる環境づくり						
		中項目	3 災害緊急時に備えた支援体制の充実						
		個別事業	(3)非常災害対策の体制整備						
事業内容		近年、全国各地で大雨に伴う冠水・土砂崩れ等の被害が発生していることに加え、本市は複数の断層が縦断しており、直下型地震(活断層型)の脅威が潜在しています。介護サービス事業者では、災害対策として、避難訓練の実施や防災啓発活動、介護事業所等におけるリスクや、食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資の備蓄・調達状況の確認を行うとともに、災害に関する具体的な対応をまとめた計画(非常災害対応計画)を策定しています。 特に、平成29年6月19日公布の「水防法等の一部を改正する法律」により、ハザードマップの浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の要配慮利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成と避難訓練の実施が義務付けられています。 また、国は、介護施設の災害時情報共有システムの見直しを行っており、令和6年度以降、全国の特別養護老人ホームなど約26万施設と、国・県・市町村をつなぎ、災害時の情報を共有することができる仕組みを構築することとしています。							
現状・課題		本格的に梅雨の時期を迎える前に、毎年、市が指定する事業所に対して、非常災害対策の確認を促す通知を行っています。また、万が一、事業所に甚大な被害が生じた場合等に、市が迅速に被害状況を把握できるよう、管理者等の緊急連絡先の届出を受けています。 義務付けられた避難確保計画が未整備の事業所に対しては、防災専門官の助言を受けながら策定の支援を行っています。 介護サービス事業所は、様々な災害を想定し、定期的に避難、救出、その他必要な訓練を実施していますが、地域住民の参加が得られるよう、連携に努める必要があります。							
方向性		介護サービス事業者等で策定している災害に関する具体的な計画を定期的に確認するとともに、災害の種類別に避難に要する時間や避難経路等の確認を促すなど、介護事業所の後方支援を行います。 さらに、災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築することは重要であり、指定基準により、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等が義務付けられていることから、介護サービス事業者に対して必要な助言及び適切な援助を実施します。							
		【目標事業量】							
			R6年度	R7年度	R8年度				
令和7年度の実績と評価		グループホーム等で2ヶ月に1回実施される運営推進会議や、3年に1度の割合で実施している指定事業所の運営指導において、非常災害対応計画や各種訓練の実施等について助言等を行った。 また、国が実施している災害時情報共有システムの訓練について対象の施設へ周知を行うとともに、訓練の報告書提出を徹底した。							
		【実績表】							
			R6年度	R7年度	R8年度				
令和8年度の予定		・梅雨の時期の前に、非常災害対策の確認や、緊急時の連絡先の更新についての通知を行う。 ・引き続き、運営推進会議や運営指導において、地域の現状確認と非常災害対策の助言を行う。 ・避難確保計画の策定が必要な事業所には、防災安全課と連携しながら、訓練実施等の情報を収集する。							

事業調査票(令和7年度)

担当課: 介護保険課

現計画掲載ページ	92	大項目	第5節 介護サービスの充実						
		中項目	1 介護サービスの基盤整備						
		個別事業	(1)介護サービスの基盤整備						
事業内容		社会情勢や近隣市町村の状況、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査や在宅介護実態調査等の調査結果に基づき、福岡県と調整しながら、供給量が不足すると予測される介護サービスの整備を行っていきます。 また、既存の事業所や施設に対して、老朽化した施設の修繕や環境整備等を促し、介護サービス基盤の安定化を図ります。							
現状・課題		高齢者人口が増加傾向にあること、隣接する自治体でも同様の傾向があること、さらには高齢夫婦のみ世帯の割合が高く、将来的にひとり暮らしとなる可能性のある高齢者が多いことなどから、今後も要介護認定者数の増加に伴う、介護サービスの需要が高まることが予測されています。 そのため、国の示す地域医療介護総合確保基金(介護施設等の整備分)のメニューに示されている、①介護離職ゼロのための量的拡充の「介護施設等の整備にあわせて行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備」、「介護付きホームの整備促進」、「介護職員の宿舎施設整備」の検討、さらには、本市の裁量でサービス提供体制を検討することができる地域密着型サービスの拡充が求められています。 同時に、上記基金のメニューの②介護サービスの質の向上の「施設の大規模修繕の際にあわせて行うロボット・センサー、ICTの導入支援」、「特養併設のショートステイ多床室のプライバシー保護改修支援」、「介護予防拠点(通いの場等)における健康づくりと防災の意識啓発の取組支援」、「介護施設等における看取り環境の整備推進」、「共生型サービス事業所の整備推進」についても検討が必要となっています。 さらに、地域医療構想を踏まえ、国・福岡県や筑紫地区5市など近隣自治体を含めた広域の医療ニーズと提供体制の変化と、整合のある介護保険サービスの提供体制の確保を目指していく必要があります。							
方向性		第9期計画期間中に地域密着型サービスとして、「看護小規模多機能型居宅介護(1か所)」の公募を行うことで、上記に対応したサービス提供体制の整備を目指していきます。							
		【目標事業量】							
			R6年度	R7年度	R8年度				
		施設整備数	計画期間中に1か所						
令和7年度の実績と評価		令和7年度は、4～5月と1～2月と2回看護小規模多機能型居宅介護事業所の公募を実施した。							
		【実績表】							
			R6年度	R7年度	R8年度				
		施設整備数	0	0	-				
令和8年度の予定		引き続き、関係課と調整しながら看護小規模多機能型居宅介護事業所の整備に向けて、適切に対応を実施していく。							

事業調査票(令和7年度)

担当課: 介護保険課

現計画掲載ページ	93	大項目	第5節 介護サービスの充実						
		中項目	2 介護サービスの質の確保及び向上						
		個別事業	(1)介護給付費等費用適正化事業の推進						
事業内容		国が定める介護給付費等費用適正化事業が、令和6年度の制度改正により主要5事業から3事業に再編されることに伴い、「要介護認定の適正化」「ケアプランの点検」「医療情報との突合・縦覧点検」の実施内容の充実化を図ります。 まず、要介護認定は統一された基準に基づいて審査されることが基本原則であるため、調査や審査にばらつきがないよう平準化に努めます(要介護認定の適正化)。 また、ケアマネジャーの質の向上を目的とし、ケアマネジメントの手順の確認やケアプランの検証を行い、適切なケアプランかどうか点検を行います(ケアプラン点検)。 さらに、医療機関のレセプト等と介護サービス事業所の請求を同時に点検し、重複請求等の有無を確認します(医療情報との突合・縦覧点検)。							
現状・課題		要介護認定の適正化では、国の認定審査会への技術的助言事業を活用し、認定適正化専門員からの技術的助言や情報提供を受けて、要介護認定の平準化に取り組みました。 ケアプラン点検は、利用者の置かれている状況を考慮する必要があるため、ヒアリング方式でケアマネジャーへ十分に聞き取りを行いながら実施しています。また、結果等について居宅介護支援事業所の情報交換会等で事例報告するとともに、各事業所に対して自己点検してもらうよう指導を行い、適正なサービス提供に努めています。 医療情報との突合・縦覧点検は、システムを活用し医療機関への入退院等に関する情報収集を行い、介護サービス事業者の請求内容に誤りがないか確認を行っており、結果により請求内容の変更等を介護サービス事業者に求めています。							
方向性		高齢化の進展に伴い、介護サービス受給者数や、介護サービス事業所数は今後も増加していくことが見込まれます。事業を継続的、安定的に実施することで介護給付の適正化、介護サービス事業者が提供するサービスの質の向上に努めていきます。							
		【目標事業量】							
			R6年度	R7年度	R8年度				
		ケアプラン点検件数	50	50	50				
		縦覧点検件数	毎月	毎月	毎月				
令和7年度の実績と評価		・要介護認定の適正化として、委託して実施した認定調査については、全件保険者による書面チェックを実施した。 ・9月に12事業所、運営指導と併せて2事業所に対して、ケアプラン点検およびプラン作成者との面談を実施した。 ・毎月縦覧点検(全3,940件)を実施し、4件の過誤処理を行った。							
		【実績表】							
			R6年度	R7年度	R8年度				
		ケアプラン点検件数	50	50	-				
		縦覧点検件数	毎月	毎月	-				
令和8年度の予定		・ケアプラン点検については50件実施し、10～11月にケアマネジャーとの面談を実施したうえで、2月実施予定のケアマネ情報交換会にて、フィードバックを行う。 ・委託調査票のチェックや縦覧点検も引き続き毎月実施し、要介護認定の適正化や介護給付の適正化に努める。							

事業調査票(令和7年度)

担当課: 介護保険課

現計画掲載ページ	94	大項目	第5節 介護サービスの充実						
		中項目	2 介護サービスの質の確保及び向上						
		個別事業	(2)運営指導						
事業内容		本市が指定し、指導監督する地域密着型サービス事業所と居宅介護支援事業所に対して運営指導と集団指導を行うことで、利用者の自立支援と尊厳の保持、また介護サービスの質の確保と保険給付の適正化を図ります。 特に、令和3年度介護報酬改定において、「介護従事者への基礎研修受講の義務化」「感染症対策の強化」「業務継続に向けた取り組みの強化」「ハラスメント対策の強化」「高齢者虐待防止の推進」が新たに指定基準として追加されたことで、地域包括ケアシステムの推進、感染症や災害への対応力強化、介護職員の職場環境の改善に向けた取り組みの推進が図られています。							
現状・課題		運営指導は、原則として指定又は許可の有効期間内に少なくとも1回以上、指導の対象となる介護サービス事業所等について行いますが、国の方針として、居住系サービスや施設系サービスは利用者の生活の場であること等を重視し、3年に1回以上の頻度で行う事が望ましいとされています。本市ではすべての居宅介護支援事業所と地域密着型サービス事業所に対し、原則3年に1回の頻度となるよう運営指導を実施しています。 令和3年度の改定項目については、完全に義務化となる令和6年度に向けて、第8期計画期間中の運営指導等により、各事業所に義務化についての周知・指導を実施しました。							
方向性		国が示している確認項目と確認文書を活用し、自治体と介護サービス事業所双方の負担を軽減し指導を継続していきます。また今後は、オンラインの活用も認められたことから、感染症の流行や自治体側の人員不足の場合でも、適切な頻度で指導が実施できるよう取り組んでいきます。							
		【目標事業量】							
			R6年度	R7年度	R8年度				
令和7年度の実績と評価		■運営指導回数 地域密着型サービス 3施設／年 居宅介護支援事業所 5施設／年 その他(県指導に同行) 3施設／年 ■集団指導実施回数 集合開催:1回							
		【実績表】							
			R6年度	R7年度	R8年度				
		実施件数	14	12	-				
令和8年度の予定		指定更新の事業所を中心に運営指導を16事業所程度実施予定。 集団指導も例年どおり実施予定。							

事業調査票(令和7年度)

担当課: 介護保険課

現計画掲載ページ	95	大項目	第5節 介護サービスの充実						
		中項目	3 介護人材の確保及び資質の向上						
		個別事業	(1)介護人材の確保の推進						
事業内容		福岡県介護福祉士会と協力し、訪問型生活支援担い手研修を開催し、総合事業において緩和した基準(A型)の訪問介護員の養成に取り組んでいます。また、福岡県社会福祉協議会が実施する「介護に関する入門的研修」や「介護のお仕事復帰セミナー」等の情報を市ホームページや広報紙に掲載し、市民に広く周知しています。							
現状・課題		高齢化の進展と生産年齢人口の減少に伴い、介護サービスの需要は高まっていくものの、供給量は減少することが見込まれるため、高齢者介護を支える人的基盤の確保が求められます。若年層、中高年齢層、子育てを終えた層や他業種からの新規参入の促進、都道府県福祉人材センター等の活用等による多様な人材の参入促進、離職した介護福祉士等の届出制度も活用した潜在的有資格者等の復職・再就職支援、外国人介護人材の確保・受入れ・定着や介護福祉士の国家資格取得支援等の学習環境の整備、離職防止・定着促進のための働きやすい環境の整備、介護の仕事の魅力向上・発信、キャリアパスや専門性の確立による資質の向上、介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、高齢者や女性も含めた幅広い層の参入による業務改善(いわゆる介護助手の取り組み)など多様な施策が国から打ち出されていますが、その解消には至っていません。 介護現場、特に訪問介護は人材難となっているため、潜在有資格者の発掘とともに、新たな人材の育成が課題となっています。ただし、訪問型生活支援担い手研修は、福岡県が実施主体となって取り組んでいる事業であり、今後予算削減の可能性があることから、事業実績を踏まえ、継続が否か、継続の場合は予算措置や実施方法について、見直しを行う必要があります。							
方向性		市内の介護事業所で働く介護助手や介護ボランティア募集のお知らせをホームページに掲載する等、介護現場の人材不足解消に向けた、求職者と事業所の双方の実情・意向に応じた支援体制の確保を図るとともに、潜在有資格者に対しても、情報提供の場、再就職を意識してもらうための機会となるようなプログラムを検討していきます。 さらに、訪問型担い手研修については、研修修了後に就労につながるよう、事業所とのマッチングや現場実習の調整などの支援を行っていきます。							
		【目標事業量】							
			R6年度	R7年度	R8年度				
		修了証発行者数	7	7	7				
令和7年度の実績と評価		R6報酬改定により、訪問型サービスAを廃止したため、R7年度も訪問型生活支援担い手研修は実施していない。 R6年度に実施した介護人材に関するアンケート結果を踏まえ、多くの介護保険サービス事業所が人材確保に苦慮されている現状が把握されたため、事業所が人材の確保や定着促進を目的として実施する事業に要する費用等を補助する「介護人材確保定着事業補助金」を実施した。 ・補助金交付額:162万3000円 ・予算執行率:81.2% 10月に筑紫地区合同で「介護保険サービス事業所就職フェア」をとびうめアリーナで開催した。 ・参加法人:39 ・来場者:40人							
		【実績表】							
			R6年度	R7年度	R8年度				
		修了証発行者数							
令和8年度の予定		多様な人材確保の促進のため、介護人材確保定着事業(補助金、就職フェア)を継続して実施します。							

事業調査票(令和7年度)

担当課:

介護保険課

現計画掲載ページ	97	大項目	第5節 介護サービスの充実						
		中項目	3 介護人材の確保及び資質の向上						
		個別事業	(2)介護現場の生産性の向上と事業所の負担軽減に向けた取り組み						
事業内容		介護現場の生産性の向上には、管轄する福岡県との連携が不可欠となりますが、令和5年の法改正による改正後の法第5条において、県は、「介護サービスを提供する事業所又は施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組が促進されるよう努めなければならない。」とされており、具体的には、地域医療介護総合確保基金に基づく介護生産性向上推進総合事業によるワンストップ型の窓口の設置、介護現場革新のための協議会の設置といった取り組みを行うこととされています。 また、令和5年3月に介護保険法施行規則等の改正により、介護分野の文書負担軽減の観点から、指定申請や報酬請求等に係る国が定める標準様式及び「電子申請・届出システム」の使用の基本原則化が定められました。							
現状・課題									
方向性		介護現場の生産性の向上のため、介護ロボット・ICT導入の検討を行う事業所に対し、地域医療介護総合確保基金の活用等、必要な支援を行います。 事業所の負担軽減に向け、本市では、令和8年3月31日までに「電子申請・届出システム」の使用に向けた準備を完了することから、条例や規則の改正等を遅滞なく進めるとともに、事業所等への周知を図ることで、文書負担の軽減を図ります。							
		【目標事業量】							
			R6年度	R7年度	R8年度				
令和7年度の実績と評価		・令和7年1月より使用を開始した「電子申請・届出システム」を引き続き使用し、事業所の負担軽減を図った。 ・介護保険法の改正により、令和10年4月から本格運用開始予定の「介護情報基盤」について、筑紫地区や介護情報システムベンダーと調整を行いながら、情報収集や事業所等へ情報の周知を図った。							
		【実績表】							
			R6年度	R7年度	R8年度				
令和8年度の予定		引き続き、補助金申請の案内や、電子申請システムを利用していない事業所に対して支援を行っていく。 また、「介護情報基盤」の運用開始に向け、事業所に必要な情報を周知するとともに、被保険者から同意を得る体制を整える。							